

2008年ヨーロッパ消費者 信用指令（2008/48/EC）について

谷 本 圭 子*

目 次

- . はじめに
- . 立法趣旨
- . 規定内容の概観
- . おわりに

資 料 ヨーロッパ消費者信用指令（2008/48/EC）訳

. はじめに

2008年4月23日、ヨーロッパにおいて「消費者信用契約及び理事会指令87/102/EEC廃止に関する2008年4月23日付ヨーロッパ議会並びに理事会指令2008/48/EC¹⁾」が採択された。本指令は27条において、その国内法化への期限を2010年5月12日と定めているため、加盟諸国においても消費者信用に関わる立法が実行されている²⁾。

* たにもと・けいこ 立命館大学法学部教授

1) Directive 2008/48/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC, OJ L133, 22. 5. 2008, p. 66.

2) 例えば、ドイツにおいては「消費者信用指令及び決済サービス指令の民法部分の転換並びに撤回権と返還権に関する規定の新秩序についての法（Gesetz zur Umsetzung der Verbraucherkreditrichtlinie, des zivilrechtlichen Teils der Zahlungsdiensterichtlinie sowie zur Neuordnung der Vorschriften über das Widerrufs- und Rückgaberecht, Vom 29 Juli 2009, BGBl. I 2009, Nr. 49. 以下では「消費者信用指令国内法化法」と略称する）」が成立し、2010年6月11日より施行されており、イタリアにおいては「2010年8月13日立法的

ヨーロッパ共同体においては、既に多くの消費者保護に関わる指令が採択されてきたが、最初の消費者信用指令「消費者信用に関する加盟国の法規規定、規則及び行政規定の近似化のための理事会指令 87/102/EEC³⁾」は、これら一連のヨーロッパ消費者保護立法が動き出したごく初期の1986年12月22日に採択された(以下では86年指令と略称する)。当時はヨーロッパ単一議定書が発効する前であり、加盟諸国は全会一致で決定しなければならなかったため、採択までには時間を要し、また、採択された指令内容も低レベルとならざるを得なかった。ただ、同指令は15条において、「……本指令は、加盟国が消費者保護のためにより厳しい規定を維持又は採用することを阻止するものではない。」と規定しており、指令の国内法化を実行する際に指令よりも厳格な規定を導入した国もあった⁴⁾。この15条と同様の規定を後の多くの消費者保護指令は定めており、「最低限の調和 (minimum harmonisation)」という理念でもって表現されている。同指令は、簡潔な計25項目の理由説明後に、規定内容としては比較的簡潔な条文計18条を擁するものであった。その特徴としては、適用範囲に関わって、「消費者 (consumer; Verbraucher)」と「与信者 (creditor; Kreditgeber)」概念を定義し、また、「信用契約 (credit agreement; Kreditvertrag)」概

命令141号・消費者信用契約に関する指令 2008/48/CE の転換及び金融分野での活動主体、金融活動での代理人及び信用仲介者の規律に関する銀行統一法規集 (1993年立法的命令 385号) 第6章の修正 (Decreto legislativo 13 agosto 2010, n. 141, Attuazione della direttiva 2008/48/CE relativa ai contratti di credito ai consumatori, nonché modifiche del titolo del testo unico bancario (decreto legislativo n. 385 del 1993) in merito alla disciplina dei soggetti operanti nel settore finanziario, degli agenti in attività finanziaria e dei mediatori creditizi, G.U. n. 207 del 4 settembre 2010, S.O. n. 212)」が成立し、2010年9月19日より施行されている。

- 3) Council Directive 87/102/EEC of 22 December 1986 for the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning consumer credit, OJ L42, 12.2.1987, p. 48.
- 4) 例えばドイツでは、撤回権が導入され、また、必要事項の記載に不備がある場合には契約無効という効果が定められた。ドイツにおける86年指令の国内法化実施及びその内容については、泉圭子「ドイツ消費者信用法(1990年)について(1)~(3・完)」民法雑誌107巻4・5号229頁, 108巻1号25頁, 108巻2号80頁(以上1993年)参照。

念も「支払猶予、金銭消費貸借又はその他類似の融資援助」として包括的に定義し、広告規制、書面方式の要求と必要的記載事項、繰上返済権、売買契約等が信用契約と結合した契約⁵⁾、につき定めている点が挙げられよう。

その後同指令は、1990年2月22日に「理事会指令 90/88/EEC⁶⁾」によって、さらに1998年2月16日に「ヨーロッパ議会及び理事会指令 98/7/EC⁷⁾」によって、計2度の改正を経た。これらの改正は、86年指令では示されていなかった「負担年利率（annual percentage rate of charge. 以下では APR と略称する）」の算定方式につき定めることにより、加盟国間での統一を目的とするものであり、したがって、その限りにおいて86年指令を修正するものであった⁸⁾。これに対して、今回の2008年消費者信用指令はその正式名称が示すように、29条において1986年指令の廃止を定めており、これに取り代わるものである。本指令は、長大かつ詳細な計51項目にものぼる理由説明の後に、規定内容として非常に詳細な条文計31条を擁する。

本稿は、2008年消費者信用指令についてその規定内容を概観するものであり、末尾につけた指令全文の仮訳も参照されたい⁹⁾。

-
- 5) 当時も、また、後の数々の指令においてもこの種の契約につき言及される際に特別の名称が付けられることはなかったが、本指令においてはじめて「結合した信用契約（linked credit agreement; verbundener Kreditvertrag）」と名付けられた。後述 6 参照。
 - 6) Council Directive 90/88/EEC of 22 February 1990 amending Directive 87/102/EEC for the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning consumer credit, OJ L60, 9. 3. 1990, p. 14.
 - 7) Directive 98/7/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 amending Directive 87/102/EEC for the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning consumer credit, OJ L101, 1. 4. 1998, p. 17.
 - 8) 本指令においても「APR」は「信用の総費用」として定義される（3条 i）ように、消費者が契約を締結しようとする際の自由な自己決定の基礎となり、加盟国間でこれについて統一の算定方式を導入すること（19条 1 項）により消費者に契約の比較検討を可能とする重要情報として位置づけられてきた。後述 3(1)も参照。
 - 9) 訳出にあたっては、同指令の英語版を基礎としつつ、ドイツ語版及びイタリア語版も参照した。

・立法趣旨

2008年指令は、86年指令に対する欧州委員会による批判的評価を出発点としている。すなわち、86年指令は、それ自身が挙げていた目的である「消費者信用に関する域内市場の形成」並びに「消費者保護レベルの引き上げ」について限定的にしか成功しなかったとして、消費者信用法が加盟国間で相違しているために、国境を越える信用契約の締結を妨げていると評価したのである¹⁰⁾。消費者信用を含む「金融サービス」分野全体については、最近では消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令2002/65/EC¹¹⁾、金融商品市場に関する指令2004/39/EC¹²⁾、決済サービスに関する指令2007/64/EC¹³⁾が採択されてきたが、再び「消費者信用」に焦点があらわれることとなったといえる。

欧州委員会は当初、消費者信用分野における法の「完全な調和 (full harmonisation)」を目指しかつ消費者保護レベルの引き上げも目指したが、あらゆる方面から批判された¹⁴⁾。そのため、採択された2008年指令は、22

10) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the harmonisation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning credit for consumers, COM (2002) 443final, at 2. 2. (OJ C331, p. 200). この点は、本指令理由(1)~(4)においても言及されている。

11) Directive 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council of 23 September 2002 concerning the distance marketing of consumer financial services and amending Council Directive 90/619/EEC and Directives 97/7/EC and 98/27/EC, OJ L 271, 9. 10. 2002, p. 16.

12) Directive 2004/39/EC of the European Parliament and the Council of 21 April 2004 on markets in financial instruments, OJ L 145, 30. 4. 2004, p. 1.

13) Directive 2007/64/EC of the European Parliament and the Council of 13 November 2007 on payment services in the internal market, OJ L 319, 5. 12. 2007, p. 1.

14) 前掲注10)の提案は、多方面から批判を受け、ヨーロッパ議会により却下された。その後、修正提案が出され、2007年9月20日に理事会により共通見解が採用され、本指令の採択に至った。See COM (2004) 747final; COM (2005) 483final; COM (2007) 546. 議論の経緯については、See H. P. Westermann (J. Schurnbrand), Münchener Kommentar

条1項において「本指令が調和のための規定を内容としている限りは、加盟国は本指令中に定める規定と異なる規定を国内法において維持又は導入することはできない」として「完全な調和」という方向性は維持しながらも、加盟国が利用することができるオプションの数を増やすことにより妥協する道を選んだのである。とはいえ、この22条の規定は、従来消費者保護指令において採られてきた「最低限の調和」理念からの転換といえよう¹⁵⁾。規定内容としては、86年指令とほぼ同じ「消費者」と「与信者」の定義、並びに包括的な「信用契約」の定義を引き継ぎ、同指令と類似した規定内容を定めつつ、他方では新たに、契約締結前の情報提供義務、これに関わり「標準ヨーロッパ消費者信用情報」、契約前の説明義務、信用価値の評価義務、契約終了権、撤回権を定めるに至っている。

以下では、この長大かつ詳細な指令の内容について、特に86年指令と比較しながら概観していく。

・ 規定内容の概観

1. 適用範囲 適用除外も含めて

2条1項及び3条の定義により、本指令は「消費者」と「与信者」との「信用契約」を主たる適用対象としている。加えて、「消費者」と「信用仲介者」との契約をも適用対象とする。

消費者とは、「自己の商業、営業又は職業の外にある目的のために行為する自然人」として、与信者とは、「自己の商業、営業又は職業において与信する又は与信の約束をする自然人又は法人」として、3条^(a)及び^(b)で

zum BGB, Bd. , 5. Aufl. (2008), Vor § 491, Rdnr. 19 f.

15) 2008年10月8日の「消費者権利に関するヨーロッパ議会及び理事会指令の提案」（Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on consumer rights, COM (2008) 614 final.）においても4条が、同様の「完全な調和」を定めている。

定義される。これらの定義は、実質的には従来からの消費者保護指令の定義を引き継いでいる。

信用合意については、既に述べたように86年指令と全く同様に、「支払猶予、金銭消費貸借又はその他類似の融資援助の形態で消費者に与信する又は与信の約束をする契約」として、3条(c)で定義される。物的適用範囲については、経済的機能に即した「信用契約」概念の包括性及び広範さは高く評価されてきた¹⁶⁾。具体的には、支払猶予には割賦取引などが、金銭消費貸借には当座貸越や結合した信用などが含まれる。その他の融資援助についてはファイナンスリースなどが含まれよう。

なお、継続的なサービス供給や同種の物品供給についての契約は、87年指令当時から、それらの供給継続に対して分割で支払いをする場合でも、契約当事者の利益、取引の方式及び履行といった点から、信用契約とは見られないとされてきた¹⁷⁾。

他方で、本指令は2条2項ないし6項において、適用除外される信用契約のリストを挙げているが、これは86年指令よりも相当長い。

2項は、本指令全ての適用が除外される信用契約について12類型をあげている。すなわち、信用総額が200ユーロ未満、75000ユーロを超える信用契約、無利子かつ信用費用の負担のない信用契約、3月以内に返済義務を負い信用費用が僅かな信用契約、不動産物権の取得を目的とする信用契約などである。なかでも、リースについては、目的物の購入義務が定められていない場合には除外の対象となることが明示された点、ならびに、モーゲージ又は加盟国で不動産について共通に用いられる他の類似の担保により担保される信用契約が除外される点は、86年指令との違いとして指摘す

16) ただ、法的概念との対応関係も国内法化にあたっては問題となってくる。

17) 理由(12)。もっとも、ドイツ旧消費者信用法はこれも適用範囲に含めたのであり、同法を取り込んだ BGB も、消費者信用を規定する第二編第八章第三節において「消費貸借；事業者と消費者間での融資援助及び分割供給契約」として並列的に規律対象としている。その立法経緯については、前掲泉・注(3)民商107巻・4・5号239頁参照。

べきであろう。

3項及び4項では、請求により又は3月以内に返済義務を負う当座貸越（overdraft facility；Überziehungsmöglichkeit。3条(d)で定義）及び超過（overrunning；Überschreitung。3条(e)で定義）の方式での信用契約については、いくつかの規定のみ適用があることを定める。特に超過については、超過を対象として簡単な情報提供義務を定める18条のみが、実質的な規定として予定されるに過ぎない。

また、その他一定の信用契約については、いくつかの規定の適用いかにつき加盟国の「選択」に委ねる規定も同条5項及び6項に設けている。これは、「完全な調和」を目指しながらも加盟国間の妥協を得るための手段となっている。

2. 広 告

4条によれば本指令が規制するのは、86年指令と同様、「利率又はその他消費者にとっての信用費用に関わる数字を示す」広告に限られる。数字を示さない広告については、不正商行動指令2005/29/EC¹⁸⁾が規制する。

「数字を示す」広告については、同条2項が定める貸付利率・信用費用総額・信用総額・負担年利等の計6項目の「基本情報」を含むことが要求される。

3. 契約前の義務

(1) 契約前の情報提供義務

5条は、消費者が合意又は申込みに拘束される前に、与信者が情報提供すべきことを定める。86年指令においてはそのような義務は予定されていなかったが、その後の数々の消費者保護指令においては定められてきたも

18) Directive 2005/29/EC of the European Parliament and the Council of 11 May 2005 on unfair commercial practices, OJ L 149, 11. 6. 2005, p. 22.

のである¹⁹⁾。これは、信用条件・信用費用・自らの義務について適切に情報提供されることにより、これらを理解可能かつ検討可能とし、信用契約を締結するかどうかの決定を消費者に可能にさせるためである²⁰⁾。

この情報提供については、「書面又はその他の耐久力ある媒体で」、附則に示された「標準ヨーロッパ消費者信用情報(Standard European Consumer Credit Information. 以下では標準信用情報と略称する)」の方式により、計19項目について行われるものとされる。ただ、5条2項及び3項によれば、「電話通信」の場合には、情報内容は緩和されており、また、その場合を含む「遠隔通信」の場合には、信用合意締結後に情報提供義務を課すにとどまる。

最も重要とされるのは、APR(負担年利率)に関わる情報である。APRは3条(i)において、消費者にとっての信用の総費用であり、信用総額の年率として表される。信用の総費用は3条(g)により、全ての費用であり、利息、手数料、税金及び消費者が信用契約と関連して支払いを要求されかつ与信者が知るあらゆる種類の料金を含むとされる。ただし、公証人の費用、信用保険の費用は、それが任意の場合には除外される。また、口座開設費用もそれが任意でかつ契約中に明白かつ個別に示された場合には、除外される(19条2項)。また、その算定方式については、附則に定められた数式を基礎として算定される(19条1項)。以上の規律は、できる限り含まれるべき項目を統一し、算定方式を統一することにより、共同体

19) パック旅行指令 90/314/EEC (Council Directive 90/314/EEC of 13 June 1990 on package travel, package holidays and package tours, OJ L 158, 23. 6. 1990, p. 59) 4条, タイムシェアリング指令 94/47/EC (Directive 94/47/EC of the European Parliament and the Council of 26 October 1994 on the protection of purchasers in respect of certain aspects of contracts relating to the purchase of the right to use immovable properties on the timeshare basis, OJ L 280, 29. 10. 1994, p. 19) 3条, 遠隔販売指令 97/7/EC (Directive 97/7/EC of the European Parliament and the Council of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts, OJ L 144, 4. 6. 1997, p. 19) 4条, 金融サービス遠隔販売指令 2002/65/EC (前掲注11) 3条参照。

20) 理由(19)。

内全域での与信について比較を可能にするため、同じ方法で算定されるべきとの考えによる²¹⁾。

以上の情報提供義務は、6条により「特定の信用契約」については緩和されている。すなわち、2条3項により一部規定のみが適用される一定の当座貸越、並びに2条5項及び6項で適用除外について加盟国に選択権が委ねられる一定の信用契約についてである。この情報提供については、緩和された内容でもって附則 に定める「ヨーロッパ消費者信用情報」の方式で行うこともできる。

（2）契約前の説明

また、5条6項は、新たな契約前の義務を与信者に予定する。すなわち、信用契約が消費者の必要性和財政状況に適しているかどうかを消費者に判断させるために、与信者は消費者に「適切な説明（adequate explanations; angemessene Erläuterungen）」を提供することを、加盟国は保証すべきとされる。この説明は、信用製品の本質的特徴や消費者の支払不履行の効果など消費者への影響力についての説明であるが、その支援の方法や程度等は、消費者や信用のタイプ等の特別な事情に合わせることができるとされる²²⁾。

（3）信用価値の評価義務

さらに、本指令8条によれば、与信者は9条で保証されるデータベース等の参照に基づき、消費者の「信用価値（creditworthiness; Kreditwürdigkeit）」を評価することを、加盟国は保証すべきとされる。拡大する信

21) 理由(19)。ただ、信用総費用の中に「信用保険」が含まれるのはそれが義務的な場合に限られるため（3条⁽⁸⁾）、APRは現実の信用費用を反映していないとの批判も受けている。See H. W. Micklitz/N. Reich/P. Rott (Rott), *Understanding EU Consumer Law*, Antwerp-Oxford-Portland, 2009, p. 195.

22) 例えば、不正商行動指令2005/29/EC 5条2項及び3項でも採用されているように、「平均的な消費者（average consumer）」と「特に傷つきやすい消費者グループ（particularly vulnerable groups of consumers）」とを区別することが挙げられる。See Micklitz/Reich/Rott (Rott), p. 198.

用市場においては、与信者が支払能力のない貸付に参与しないこと、及び信用価値の事前の評価なしに与信を行わないことが重要となるからである²³⁾。

4. 信用契約の内容と方式

10条1項は、信用契約が「書面又はその他耐久力ある媒体」によるべきことを定める。これは、86年指令による「書面」方式要求からの転換である。書面要求は国境を越えた信用供与、特にインターネットによる契約締結については、障害となることが理由として挙げられる²⁴⁾。

信用契約の内容については、同条2項により計21項目を定めるべきとされるが、86年指令よりもかなり拡張されている。また、その内容としては契約前の情報提供の内容と多くが重複する。

さらに、貸付利率の変更についても11条により、「書面又はその他耐久力ある媒体」によって変更前に情報提供すべきとされる。

また、10条5項により、2条3項にいう一定の当座貸越については、信用契約の内容に含むべき事項は緩和されている。他方で当座貸越については12条により定期的継続的な口座報告による情報提供が義務づけられる。

23) 理由(26)。なお、欧州委員会による当初の指令提案9条「Responsible lending (責任を負うことが可能な貸付)」によれば、与信者が信用契約を締結したとき、与信者は可能な方法で、消費者が契約に基づく自己の債務を履行することが期待可能かどうかを前もって評価したものと推定する、とされていた。See Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the harmonisation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning credit for consumers, COM (2002) 443 final. しかし、過剰与信防止のためにこのような強力な与信者の義務を導入することは、加盟国間での法秩序の差異のために実現することはなかった。

24) ドイツでは BGB 492条1項2文により「電磁的方式による契約の締結はできない」と定められていたが、2008年消費者信用指令を国内法化するための「消費者信用指令国内法化法(前述注2)参照」1条により、この一文は削除された。「完全な調和」を求める同指令に従った措置ということになろう。See Derleder, Die vollharmonisierende Europaisierung des Rechts der Zahlungsdienste und des Verbraucherkredits, NJW 2009, S. 3195, 3200; BT-Drucks. 16/11643, S. 121.

なお、2条4項にいう「超過」については、18条に特別が置かれ、わずかな事項のみ契約内容に含まれるべきとされる。他方で、かなりの超過がある場合には一定事項についての情報提供が義務づけられている。

5. 諸権利の認容

(1) 契約終了権

13条は新たに、期間の定めのない信用契約については、消費者のみでなく与信者も、これを終了させる（terminate; kündigen）ことができる権利を定める。ただし、与信者の終了権については要件が厳格に定められている。

(2) 撤回権

86年指令と異なり、本指令は14条により、消費者に14暦日（calendar days）の撤回権（Right of withdrawal; Widerrufsrecht）を認めている。既にいくつかの加盟国が国内法により撤回権を認めていたことが理由として挙げられる²⁵⁾。また、14条は、類似する領域での撤回権行使手続きを近似化するため、金融サービス遠隔販売指令2002/65/ECにおける撤回権に関する定めと類似した定めを置いている²⁶⁾。

この期間が開始するのは、契約締結日であるが、消費者が10条により契約内容を受け取った日がそれより遅い場合にはその日である。撤回権行使については発信主義がとられている。

撤回による効果として、同条3項は、消費者が与信者に元本及び合意された貸付利率に基づく元本返済日までの利息を与信者に支払うべきことを定める。その他に与信者が消費者に要求しうるのは、与信者により行政機関に対して支払われた回収不能な負担に対する補償のみとされる。また、信用保険契約などの付随契約にも、消費者は拘束されないことを4項は定めている。

25) 欧州委員会は前掲注10)の指令提案における条文説明中で、ほとんどの加盟国で撤回権又は類似の権利が認められているとしている。

26) 理由(34)。

(3) 繰上返済権

16条は、86年指令と同様、消費者による繰上返済 (early repayment; vorzeitige Rückzahlung) 権を認めている。消費者は利息と費用からなる信用総費用において減額される権利を持ち、他方で与信者は、一定条件の下、繰上返済に直接関連した費用について、公正かつ客観的に正当な補償を求める権利をもつものとする(1項及び2項)²⁷⁾。この補償については、多様な方向から制限が付されている。例えば、繰上返済時から合意された満了時までの期間が、1年を超える時は繰上返済額の1%、1年を超えないときは0.5%を超え得ず、また、その期間中に消費者が支払ったであろう利息総額を超え得ない(5項)、などである。

6. 結合した信用契約

3条(n)は、「信用が専ら特定物品の供給又は特定サービスの提供のための契約を融資するために役立ち」、かつ、「それら2つの契約が客観的に見て経済的一体性 (a commercial unit; eine wirtschaftliche Einheit) を形成する場合」に、「結合した信用契約 (linked credit agreement; verbundener Kreditvertrag)」として定義する。経済的一体性とは、物品供給者等自身が消費者のために信用を融資する場合、あるいは、第三者により融資される時は、与信者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者等の協力を利用する場合、もしくは特定物品等が信用契約中で明白に特定されて

27) ドイツでは従来 BGB 490条2項により、土地又は船舶担保権により担保された消費貸借について、繰上解約 (vorzeitige Kündigung) に基づく与信者に生じた損害の賠償義務を定めていた。改正により、500条2項が消費者消費貸借について繰上返済 (vorzeitige Rückzahlung) を定め、502条1項が与信者は繰上返済に直接関連する損害の填補を要求することができる旨に定めている。また、消費貸借に関する500条及び502条は、506条により支払猶予等の融資援助についても準用されることとなった。つまり、従来は土地又は船舶担保権により担保された消費貸借についてしか繰上返済時の与信者による損害賠償請求を認めていなかったが、消費者信用全般にわたりこれを認める結果となっている。指令による「完全な調和」を実現するために、消費者にとって不利益となる規定が導入されたこととなる。See Derleder, NJW2009, S. 3195, 3201.

いる場合に、存在すると見なされる。

以上の定義を前提として、15条が結合した信用契約について定める。まず、1項は、物品供給契約等に関して共同体法に基づき撤回権を行使した消費者は、結合した信用合意に拘束されないとする。つまり、訪問販売指令 85/577/EEC、タイムシェアリング指令 94/47/EC、遠隔販売指令 97/7/EC、金融サービス遠隔販売指令 2002/65/EC によれば、各が規制対象とする取引につき消費者には撤回権が認められるが、これを行使した場合には結合した信用契約にも拘束されないとするのである²⁸⁾。従って、共同体法に基づかない撤回権行使による結合された信用契約への効果も、信用契約の撤回が物品供給契約等に及ぼす効果も、本条は何ら規定していない。

また2項は、物品等が提供されない等の場合、「消費者が提供者に対して法的救済を求めたが、失敗したとき」、与信者に対して法的救済を求める権利をもつとする。

いずれにせよ同条3項は、消費者が提供者等に対してもつ請求権に関して与信者に共同責任や個別責任を課す国内法規定を許容している。つまり、結合した信用契約についてどのような法を定めるかは加盟国に委ねられたままである。

7. 信用仲介者

本指令は、86年指令と異なり、信用仲介者に対して一定の義務を課している。これは、ヨーロッパにおいて金融領域における仲介者に対する規制が実現していたことが影響している²⁹⁾。

信用仲介者については、3条(f)で「自然人又は法人であり、与信者として活動しておらず、かつ、自らの取引、事業又は職業において、金銭の形

28) 訪問販売指令を除いて、その他の各指令は、同様の効果を既に規定してきた（タイムシェアリング指令7条、遠隔販売指令6条4項、金融サービス遠隔販売指令6条7項）。

29) See Directive 2002/92/EC of the European Parliament and the Council of 9 December 2002 on insurance mediation, OJ L9, 15. 1. 2003, p. 3; Directive 2004/39/EC (前掲注(12)).

やその他金融的支払いという合意された形での報酬のために、(i)消費者に信用契約を仲介又は申し出たり、(ii)信用契約に関わる準備作業の引き受けにより消費者を助けたり、(iii)与信者に代わり消費者と信用契約を締結する」者として、広く定義されている。そのため、与信者の従業員も独立の仲介者も、さらには「結合した信用契約」につき代理人として行動する商品やサービスの販売者もこれに含まれる。

信用仲介者は、与信者と同様、契約前の情報提供義務も、契約前の説明義務も負う(5条1項・6条1項,5条6項)。また、独自の義務として21条(a)により、消費者に向けた広告又は書面の中で、自己の権限の範囲、特に、与信者と専ら協同して働いているのかそれとも独立した仲介者として働いているのかを表示する義務を負う。

また報酬については21条(b)によれば、消費者に開示されかつ信用契約の締結前に書面又はその他耐久力ある媒体上で消費者と信用仲介者との間で合意された場合のみ、消費者は報酬支払義務を負うとされる。また、報酬については APR の算定のため、信用仲介者から与信者に伝達すべきとされる。

8. 制 裁

23条は、他の消費者保護指令と同様、加盟国が本指令の定める義務違反に対する制裁につきルールを定めるよう要求している。特に問題となるのは、2ないし4で上述した広告義務、契約前の義務、及び契約内容の記載義務に関わる規定、これについての当座貸越・超過・信用仲介者に関する特則に違反した場合である。EU 機能化条約288条3項(旧 EC 条約249条3項)は、加盟国は指令の国内法化に際してその方式と手段の選択において自由であると定めているため、どのような制裁を定めるかについては加盟国に委ねられている³⁰⁾。

30) もっとも、理由(47)で述べられているように、その制裁は「実効性があり、釣り合いのとれた、かつ抑制力のある」ことが要求されている。例えばドイツでは、86年指令の国内法化を実現した消費者信用法(Verbraucherkreditgesetz)6条1項の規定を受け継

9. 他のヨーロッパ法との関連

本指令は金融領域における消費者信用を対象とするものであるため、まずは、金融領域を対象とするヨーロッパ法との関連性が問題となってくる。2条2項(h)は指令2004/39/ECに、本指令に対する優先を認めている。5条1項及び2項、6条は、金融サービス遠隔販売指令2002/65/ECと契約前の情報提供についてその内容を同じくする旨を規定している。また14条4項は撤回権について、指令2002/65/EC及び訪問販売指令85/577/EECよりも、本指令が優先適用されることを定める。

また、消費者への情報開示が公正になされるべきとの観点から、4条4項が定めるように、不公正商行動指令2005/29/ECの適用を受けることとなる³¹⁾。

. おわりに

既に述べてきたことから明らかなように、本指令が86年指令をベースにしながらも、それ以上に消費者を保護する措置を拡大した点については、域内市場の形成を目指す「完全な調和」を実現するという目的及び消費者信用市場の発展に応じるという目的から直接的に理解するだけでは十分ではない。加えて、その目的につき加盟諸国が賛成しうる環境を整えるために、加盟諸国において立法されてきた厳格な国内法規定を指令の中に反映させるという目論見も大きな役割を果たしたことをも見過ごしてはならな

ぎ、BGB 494条1項（及び506条1項）は、書面方式を遵守しない場合や契約内容の記載をしない場合の効果として、「契約の無効」を定めている。また、契約前の情報提供義務については新たな491条aで規定されているが、その違反に対する制裁については特別な規定は置かれず、BGB 311条2項に基づき消費者に損害賠償請求権を認める可能性が指摘されている。See Derleder, NJW 2009, S. 3195, 3201. 他方においてイタリアでは、「銀行統一法規集」において、本文中掲げた諸義務に違反した場合について、過料を予定している。See Art. 144 Testo Unico Bancario.

31) 理由(18)も参照。

いであろう。

それでもなお本指令よりも消費者保護につきより手厚い規定を擁する加盟国は、各規定に関わり加盟国がどこまで自由に立法できるのかについて激しい論戦を起こすことになる。これは本指令22条1項が、「本指令が調和のための規定を内容としている限りは」との留保を付けた上で、「加盟国は本指令中に定める規定と異なる規定を国内法において維持又は導入することはできない」としていることにも関連する。すなわち、理由(9)も、「共同体内の全消費者が自らの利益について高水準かつ同水準の保護を享受することを保証し、かつ、真の域内市場を創り出すためには、完全な調和を必要とする。したがって、加盟国は、本指令で定められた規定とは異なる国内規定を維持又は導入することは許されない」としながらも、「しかしながら、そのような制約は、本指令において調和される規定が存在する場合にのみ妥当」し、「そのような調和される規定が存在しない場合には、加盟国は国内での立法を維持又は導入する自由を保持する」として、いくつかの例を挙げる。これらの例としては、結合した信用契約について、販売者等と与信者とが共同責任も各自の責任も負うとの国内規定、消費者が信用契約について撤回権を行使するとき売買契約等が解消されることを定める国内規定等である。結局は、指令との抵触が問題とされる各規定の性格に応じて、個別に検討されるべきこととなる。

以上のような問題は存在するにせよ、ヨーロッパでは「消費者信用契約全般」に関して統一的な立法作業が進展していることは事実である。他方、我が国においては、消費者信用に関する法状況は、個別分野ごとに適用範囲も規制内容もバラバラの状況である。すなわち、利息制限法、出資取締法、貸金業法ならびに割賦販売法といった法律が消費者信用を規制する法律として存在するが、個別分野毎に規制を行っているのが現状であり、「信用契約」としての特質に即した法規制というものは行われていない。例えば、貸金業法が規制対象とするのは「金銭消費貸借」であり、割賦販売法が規制対象とするのは「割賦販売」や「信用購入あっせん・ローン提

携販売」などと区別されており、また契約当事者の限定も法律毎に個別に行われているのが現状である。

このような我が国の状況をヨーロッパ法と比較すると、その法状況の違いをどう理解すべきか。ヨーロッパのように「消費者保護」や「域内市場形成」という統一目的を前述の諸法はもたないため、規定内容の統合も困難かもしれない。しかし、それらの「信用契約」としての共通面に着目すれば、規制に関しても共通の根拠をもつことになる。そうであれば、規制内容についても共通の内容をおくべきではないか。たしかに規制内容を個別に見れば、我が国にもヨーロッパと比べて誇るべき点もあるが、ヨーロッパ法から学ぶべき点は多いであろう。例えば、信用契約全般について撤回権が認められる点など我が国では全く存在しない規定であるし、また、契約締結前及び後の情報提供義務について違反した場合の制裁についても民事効果を予定する加盟国もある。その認容根拠も含めて検討する意義は極めて大きい。今後も引き続き、ヨーロッパ消費者信用法の内容並びにその国内法化の状況につき注目していきたい。

資 料 ヨーロッパ消費者信用指令（2008/48/EC）訳

消費者信用契約及び理事会指令 87/102/EEC 廃止に関する2008年4月23日付ヨーロッパ議会並びに理事会指令 2008/48/EC

ヨーロッパ議会並びにEU理事会は、
ヨーロッパ共同体設立条約、特に第95条に鑑みて、
委員会の提案に鑑みて、
ヨーロッパ経済社会委員会の見解に鑑みて、
前掲条約第251条に定める手続きに則って、
以下の理由により、本指令を採用した。すなわち、

- (1) 消費者信用に関する加盟国の法規定、規則及び行政規定の近似化のための1986年12月22日付理事会指令 87/102/EEC は、消費者信用契約に関する加盟国レベル

でのルールを定めている。

- (2) 1995年に、委員会は指令 87/102/EEC の影響についての報告書を提示し、そして、利害関係者との幅広い協議に着手した。1997年に、委員会は1995年報告書に対する反応について概略的な報告書を提示した。第二報告書は、1996年に指令 87/102/EEC の影響について作成された。
- (3) これらの報告書及び協議は、一般的には自然人に対する信用及び特別には消費者信用の分野で多様な加盟国の法において重要な相違があることを明らかにした。指令 87/102/EEC を転換する国内法の分析が示しているのは、加盟国が国内レベルでの法状況や経済状況における相違を理由として、指令 87/102/EEC に加えて、多様な消費者保護手法を用いていることである。
- (4) いくつかの事例においてこれら国内での相違から生じる事実的及び法的状況は、共同体内での与信者間での競争の歪みに通じ、また、加盟国が指令 87/102/EEC で提供されている強行規定よりも厳格な異なる強行規定を採用した場合には、域内市場に障害を生み出すことになる。このことは、国境を越えた信用の増大してきている有用性についての消費者による直接利用可能性を制限している。これらの歪み及び制限は、回り回って、物及びサービスについての請求の諸条件に影響を与えることにもなる。
- (5) 近年、消費者に申し出られまた利用される信用タイプは、相当に発展した。新しい信用方法が現れており、またそれらの利用は進展し続けている。そのため、適切な場合には、既存の諸規定を修正しかつそれらの適用範囲を拡張する必要がある。
- (6) 条約にしたがって、域内市場は、その中では物及びサービスの自由な移動そして設立の自由が保障される、域内国境のない一領域を構成している。域内国境のないこの領域内でのより透明かつ実効性ある信用市場の進展は、国境なき活動の進展を促進するための生命線である。
- (7) 消費者信用において良好に機能する域内市場が出現することを容易にするためには、いくつかの中心領域において調和的な共同体枠組みに向けて規定することが必要である。消費者信用において進展し続けている市場及びヨーロッパ市民がますます流動していることを考慮すると、信用の将来形態に適應することが可能な、また、加盟国にその履行において適切な程度での融通性を許すような、将来を見据えた共同体立法が、現代的な消費者信用法を制定するための手助けをすべきである。
- (8) 重要なのは、市場が消費者の信頼を保証するために十分な程度の消費者保護を申し出るべきだということである。したがって、個々の加盟国における特別の状

況に適切に配慮して、信用を申し出る者と信用を必要とする者の双方にとって最適の条件下で行うことが、信用の申し出の自由活動にとって可能とされるべきである。

- (9) 共同体内の全消費者が自らの利益について高水準かつ同水準の保護を享受することを保障し、かつ真の域内市場を創り出すためには、完全な調和を必要とする。したがって、加盟国は、本指令で定められた規定とは異なる国内規定を維持または導入することは許されないものとする。しかしながら、そのような制約は、本指令において調和される規定が存在する場合にのみ妥当するものとする。そのような調和される規定が存在しない場合には、加盟国は国内での立法を維持又は導入する自由を保持するものとする。したがって、加盟国は、たとえば、販売者又はサービス提供者と、与信者とが共同責任も各自の責任も負うとの国内規定を維持又は導入することができる。加盟国のこのような可能性についての別の例は、消費者が信用契約について撤回権を行使する場合に動産売買やサービス提供に関する契約が解消されることを定める国内規定の維持又は導入であろう。この観点において加盟国は、期間の定めのない信用契約の場合に、与信者が返済を求めると信用が返済されねばならない日との間で経過する必要がある最低期間を確定することは許されるものとする。
- (10) 本指令が含む諸定義は、調和の範囲を決定するものである。したがって、本指令の諸規定を実行するという加盟国の義務は、それらの定義により決定されるその範囲に限定される、しかしながら、本指令は、その範囲によりカバーされない領域について、本指令の諸規定を加盟国が共同体法と調和して適用することに抵触するものではない。そのため、加盟国は、本指令の諸規定又はいくつかの諸規定に合致している、本指令の範囲外の信用契約についての、たとえば、200ユーロ未満又は75000ユーロを超える総額に関わる信用契約についての国内法を維持又は導入することができよう。加えて、加盟国は、本指令に含まれるような結合した信用契約の定義には入らない結合信用に本指令の諸規定を適用することもできよう。したがって、結合した信用契約についての諸規定は、物品提供やサービス供与のための契約を部分的にのみ融資するための信用契約に適用されるであろう。
- (11) 本指令のいくつかの規定のみが適用されうる特定の信用契約に関して、加盟国には本指令のその他の規定を発効させるような国内法を採用することは許されないものとする。しかしながら、本指令により調和されていない他の側面に関しては、そのようなタイプの信用契約を、加盟国の国内法において、規制することは加盟国の自由に残されるものとする。

- (12) 継続的なサービスの供給についての契約や同種の物品の供給についての契約は、消費者がそれらの供給の継続に対して分割で支払いをなす場合でも、当該契約当事者の利益、及び取引の方式と履行の観点から、本指令によりカバーされる信用契約とはかなり異なっている。そのため、そのような契約は本指令の目的のためには信用契約と見なされないことを明示しておく。そのようなタイプの契約に含まれるのは、例えば、月毎に保険料が支払われる場合の保険契約である。
- (13) 猶予デビットカードのような特定タイプの信用契約には、信用が3月以内に返済されねばならずかつわずかな費用のみが支払われる場合、本指令は適用しないものとする。
- (14) 不動産により担保される信用供与をカバーする信用契約は、本指令の適用範囲から除外されるものとする。このタイプの信用は非常に特殊な性質をもつ。また、土地上又は既存もしくは計画中の建物上の所有権の取得又は確保に融資することを目的とする信用契約は、本指令の適用範囲から除外されるものとする。しかしながら、その目的が既存建物の修理や価値増加であるという理由のみでは、本指令の適用範囲から除外されないものとする。
- (15) 本指令の諸規定は、与信者が法人か自然人かを考慮せずに適用される。しかしながら、本指令は、共同体法と調和して (in conformity with)、消費者への信用供与を法人のみあるいは一定の法人に限定する加盟国の法に抵触するものではない。
- (16) 本指令の一定の規定は、自らの商業、営業又は職業において、報酬のために、消費者に信用契約を提示又は申し出る、信用契約に関して準備作業を引き受けることにより消費者を補助する、又は与信者に代わり消費者と信用契約を締結する自然人又は法人(信用仲介者)に適用されるものとする。クレジットカードのような信用製品の宣伝販売の際に自らの身元を使用することを許しており、かつ、そのような製品をその構成員に推奨している組織は、本指令の目的について信用仲介者とは見なされないものとする。
- (17) 本指令は、消費者との関係における信用仲介者の一定の義務を規制する。したがって、加盟国は、いかなる条件下で信用仲介者が彼のサービスを求めた消費者から報酬を受け取ることができるかを含めて、信用仲介者にかかってくる付加的な義務を維持又は導入する自由をもち続ける。
- (18) 消費者は、特に、域内市場における消費者に対する不公正商行動に関する2005年5月11日付けヨーロッパ議会及び理事会2005/29/EC指令(「不公正商行動指令」)と調和して、与信者による情報開示の観点において、不公正又は欺罔の商行動から保護されるものとする。しかしながら、本指令は、消費者に特に異なる

申し出を比較することを可能にするため消費者に提供されるべき基本情報のいくつかの項目とならんで、信用契約に関わる広告についての特別規定を含むものとする。そのような情報は、代表例を用いて、明白、正確かつ目立った仕方と与えられるものとする。利用可能な総額としての信用総額を示すことが不可能な場合には、特に信用契約により消費者には総額に関する制限を伴う利用（drawdown；Inanspruchnahme）の自由が与えられている場合には、最高限度額が提示されるものとする。最高限度額は、消費者に利用可能な信用上限を示すものとする。加えて、加盟国には、信用費用についての情報には含まれない広告について国内法で情報提供の要求を規定する自由が残される。

- (19) 事実を全て知った上での自己決定を消費者に可能とするために、消費者は、信用契約の締結前に、当該消費者が理解しかつ検討しうような、信用の条件と費用及び自らの義務についての適切な情報提供を受けるものとする。申込みについての最大限可能な透明性及び比較可能性を確実にするために、そのような情報には、共同体のすみからすみまで同じ方法で決められた、信用に適用される負担の年利率を、特に含むものとする。負担の年利率がこの局面で一つの例を通じてしか示され得ないときは、そのような例は代表的なものとする。したがって、例えば、考慮中の信用契約のタイプについて認められる平均的な期間や信用総額、及び、妥当するならば、獲得される物品に、対応するものとする。代表例の決定に際しては、特定市場における一定タイプの信用契約の頻度も、考慮されるものとする。
- (20) 消費者にとっての信用総費用は、公証人費用は除いて、利息、手数料、税金、信用仲介者への報酬及びその他消費者が信用契約に関連して支払義務を負う料金を含む、全ての費用からなるものとする。与信者が現実に費用を認識していたことは、職業上の注意義務の要請を考慮して、客観的に評価されるものとする。
- (21) 信用契約中で言及されている参照利率に生じている変更一致して貸付利率が定期的に見直される信用契約は、固定貸付利率での信用契約とは見なされないものとする。
- (22) 加盟国は、銀行口座を開設すること又は他の付随的サービスに関する合意を締結すること、又はそのような銀行口座又は他の付随的サービスのために費用又は報酬を支払うことを、信用契約と関連して、消費者に要求することを与信者に禁止する国内規定を維持また導入することを自由にできるものとする。そのような組み合わせでの申し出が許される加盟国においては、消費者は、信用契約締結前に、まずは市場条件で獲得されるべき信用のために義務的な付随的サービスについて情報提供されるものとする。その付随的サービスに関して支払われうる費用

は、信用の総費用に含まれるものとする。もしくは、その費用の額が将来において確定不可能な場合には、消費者は、契約前の段階で費用の存在について適切な情報を受け取るものとする。与信者は、自らが消費者に又は第三者の利益において申し出る付随的サービスの費用を知っていると推定される。ただし、その価格が消費者の特定の特性や状況に依存する場合は除く。

- (23) しかしながら、信用契約の特定の類型については、与信者又は該当する場合には信用仲介者に過度の負担を課すことなしに消費者保護の適切なレベルを保証するために、そのような契約類型の特別な性格を考慮して、本指令の契約前情報提供の要求を制限することが適切である。
- (24) 消費者は、信用仲介者が信用市場活動に関わるかどうかに関係なく、信用契約を締結する前に、全ての情報を提供されることを要する。したがって、一般的に、契約前情報提供の要求は、信用仲介者にも適用するものとする。しかしながら、物品又はサービスの提供者が付随的な立場において信用仲介者として行動するときは、彼らに本指令に従った契約前情報を提供する法的義務を負担させることは適切ではない。物品又はサービスの提供者が付随的立場において信用仲介者として行動していると見なされるのは、例えば、信用仲介者としての彼らの行動が彼らの商業、営業又は職業の主たる目的ではない場合である。これらの場合でも、与信者と仲介者がそう合意する場合には仲介者からあるいはその他適切な方法で、消費者が完全な契約前情報を受け取ることを保証することについて与信者が責任を負うため、なお十分なレベルの消費者保護が達成される。
- (25) 信用契約の締結に先立つ消費者に提供されるべき情報の潜在的な拘束力、及び、与信者がこれらの情報に拘束されるべき期間を、加盟国は規制することができる。
- (26) 加盟国は、その信用市場の特別の特徴を考慮して、信用関係の全局面にわたって責任ある行動を促進するために適切な措置をとるものとする。それらの措置は、例えば、消費者への情報提供及び消費者の教育を内容とすることができる。これには支払不履行及び債務超過に関わるリスクについての警告も含む。拡大する信用市場においては、特に、与信者が支払い能力のない貸付に關せず、また、信用価値を前もって判断することなく与信を行わないことが重要である。また、加盟国は、そのような行動を回避するための必要な監督を執行しかつ与信者がそのような行動にいたる場合には与信者に制裁を与えるための必要な手段を決定するものとする。信用機関の増益及び事業遂行に関する2006年6月14日付けヨーロッパ議会及び理事会指令2006/48/ECの信用リスク規定に抵触することなく、与信者は消費者の信用価値を個別にチェックする責任を負うものとする。この目的のため、与信者には、消費者から提供された情報を、当該信用契約の準備期間のみ

- ならず、長期に渡る取引関係の期間中も、利用することが許されるものとする。また、加盟国の当局は、与信者に適切な指示及び指導を与えることができる。また、消費者は、慎重に行動しかつ自らの契約上の義務を遵守するものとする。
- (27) 提供されるべき契約前情報にかかわらず、消費者はさらに、どの信用契約が、申し出られている製品の範囲内で、その必要性及びその金融状況にとって最も適しているかを決定するために、さらなる支援を要求することができる。そのため加盟国は、与信者が消費者に申し出る信用製品に関連してそのような支援を提供することを保証するものとする。適切な場合には、関連する契約前情報並びに申し出られている製品の本質的特徴が、自己の経済的状況に与える影響力を消費者が理解できるほど特定個人に向けた仕方、消費者に説明されるものとする。該当する場合には、消費者を支援するこのような義務は、信用仲介者にも適用するものとする。加盟国は、何時そしてどの範囲でそのような説明が消費者に成されるべきかを、信用が申出られる特別の事情、支援に向けた消費者の必要性、及び個別の信用製品の性質を考慮して、決定することができる。
- (28) 消費者の信用状態を評価するため、与信者は関係するデータベースを参照するものとする。法状況及び実際の状況によっては、そのような参照が適用範囲によって変わることが必要ともなる。与信者間での競争の歪みを防止するため、与信者が設立されていないある加盟国内で、当該加盟国内の与信者と比較して差別的でない条件の下に、消費者に關係する私的又は公的データベースにアクセスすることを保障するものとする。
- (29) 信用の適用を拒絶する決定がデータベースの参照に基づくとき、与信者は消費者にこの事実及び参照したデータベースの詳細について情報提供するものとする。しかしながら、そのような情報提供が他の加盟国の立法、例えばテロ行為のマネーロンダリングや資金調達に関する立法により禁止されている場合には、これを行う義務を負わないものとする。さらに、そのような情報提供が、犯罪の予防、調査、発見又は起訴のような公共政策や公共安全の目的に対立する場合には、これを行わないものとする。
- (30) 本指令は、信用契約の有効性に關係する契約法の問題を規律するものではない。そのため、この領域においては、加盟国は、共同体法と一致する国内規定を維持または導入することができる。加盟国は、信用契約を締結する申込みを統治する法制度、特に、いつそれが認められるべきか及びそれが与信者を拘束し続けるべき期間、を規律することができる。そのような申込みが、本指令により提供される契約前情報が与えられるのと同時に行われる場合には、与信者が消費者に与えることを望む付加的情報のように、それは標準ヨーロッパ消費者信用情報に添付

される別の書面において、提供されるものとする。

- (31) 信用契約下での自らの権利及び義務を消費者が知ることを可能とするため、信用契約は、明白かつ簡潔な仕方が必要な全情報を含むものとする。
- (32) 完全な透明性を保障するために、消費者には、契約前の段階と信用契約が締結される時の双方において、貸付利率に関係する情報を提供されるものとする。契約関係中にはさらに、変動貸付利率への変更及びそれに基づく返済の変更について情報提供されるものとする。このことは、貸付利率及びその他信用を支配する経済的条件における支払いに関わる変更以外の変更のための条件を定めているか、もしくはその結果を説明する消費者への情報提供には関わらない国内法規定、例えば、与信者はそのような変更のための正当な理由がある場合にのみ貸付利率を変更することができることや消費者は貸付利率やその他信用に関わる経済的条件に変更がある場合には契約を終了させることができるとするルールに抵触しないものとする。
- (33) 契約当事者は、期間の定めのない信用契約を標準的に終了させる権利を持つものとする。加えて、信用契約において合意している場合には、与信者は、客観的に正当化される理由のために、期間の定めのない信用契約において貸付をうける消費者の権利を停止する権利をもつものとする。そのような理由として含まれるのは、例えば、信用を無権限で利用しているとか詐欺的に利用しているとの疑いや、消費者による信用返済義務が履行不能となるリスクの著しい上昇である。本指令は、契約違反に基づき信用契約を終了させる契約当事者の権利を規律する契約法領域における国内法に影響を及ぼすものではない。
- (34) 類似領域での撤回権行使のための手続きを近似化するため、消費者金融サービス遠隔販売に関する2002年9月23日付けヨーロッパ議会及び理事会指令2002/65/ECにより定められる手続きに類似した条件の下に、制裁のないかつ正当性を主張する義務のない撤回権に関する定めをおく必要がある。
- (35) それと関連して消費者が物を受け取った信用契約、特に分割払いでの取得(purchase)、あるいは取得義務を定める賃貸借やリースを、消費者が撤回するとき、本指令は物品の返還に関する問題や関連する問題についての加盟国の規制に抵触するものではない。
- (36) 国内法が既に、資金は特定の期限満前には消費者に利用可能とはなり得ないことを定めている場合がある。この場合には、消費者は、獲得された物品やサービスを早く受け取ることの保障を望むことができる。したがって、結合信用契約の場合には、加盟国は例外的に、消費者が早い受け取りを明白に望むときは、撤回権行使のための期限は、その前に資金が利用可能となり得ない期限と同じ期限

に短縮されうることを，定めることができる。

- (37) 信用契約の場合には，物品又はサービスの取得とそれを目的として締結される信用契約の間には，相互依存の関係が存在する。したがって，消費者が共同体法に基づき取得契約に関して自己の撤回権を行使する場合には，消費者はもはや結合する信用契約には拘束されないものとする。このことは，取得契約が無効とされたり，あるいは，消費者が国内法に基づく自己の撤回権を行使した場合に結合する信用契約に適用されうる国内法に，抵触するものではない。あるいはまた，このことは，消費者が物品やサービスの取得を融資するために信用契約に署名しない限りは，責任が消費者と物品やサービスの提供者との間に入り込めないし，また，彼らの間では支払いがなされないという国内法規定により認められる消費者の権利にも，抵触するものではない。
- (38) 一定の条件下で，消費者は，取得契約に関して問題がある場合に，与信者に対して法的救済を求めることが許されるものとする。しかしながら，加盟国は，与信者に対して法的救済を求めることができるとする前に，いかなる範囲でかついかなる条件下で提供者に対して法的救済を求める必要があるのか，特に，提供者に対して訴訟を提起することによるかを，決定するものとする。本指令は，販売者やサービス提供者と与信者に共同及び個別の責任を課している国内法の下での権利を消費者から奪わないものとする。
- (39) 消費者は，信用契約中で合意された日より前に自己の義務から免れる権利をもつものとする。繰上返済の場合には，それが一部又は全部であろうと，与信者は，繰上返済に直接に関わる費用について補償を求める権限をもつものとする。その際には，与信者によりそれによってなされた節約も考慮に入れる。しかしながら，補償を算定する方法を決めるためには，いくつかの原理を遵守することが重要である。与信者に支払われるべき補償の算定は，既に契約前の段階でかつ信用契約の履行中はいつでも消費者にとって明白でありかつ理解可能であるものとする。加えて，算定方法は与信者にとって適用しやすいものとし，また責任官庁による補償の監督コントロールは，簡易化されるものとする。そのため，そして，消費者信用は，その期間と規模を考慮すると，長期の資金提供メカニズムにより融資されないという事実のために，補償の最高限度額が固定利率額によって固定されるものとする。このアプローチは消費者のための信用の特別な性質を反映しており，かつ，長期の資金提供メカニズムにより融資される他の製品に関するありうる他のアプローチに抵触しないものとする。
- (40) 加盟国は，繰上返済のための補償が与信者により請求可能なのは，12月を超えて返済された金額が加盟国により定められた境界値（threshold；Schwellenwert）

を超えているという条件においてのみであるということ、定める権利をもつものとする。この境界値を確定するにあたっては、これは10000ユーロを超えないものとされるが、加盟国は例えば、消費者信用市場における消費者信用の返金額を考慮するものとする。

- (41) 信用契約の下に与信者がもつ権利の譲渡は、消費者をより不利な地位に置くという効果をもってはならない。消費者はまた、信用契約が第三者に譲渡されるときは、適切に情報提供されるものとする。しかしながら、最初の与信者が、譲受人との合意において、消費者に対して信用を供与し続ける場合には、消費者はその譲渡について情報提供されることに重要な利益をもたない。そのため、消費者が譲渡について情報提供されることについての EU レベルでの要求は、そのような場合には、過度なものであろう。
- (42) 加盟国は、銀行の強制的な行政による清算において行われる資産の証券化や清算のような複雑な処置の有効性に関わる目的のためにそれが必要な場合に、集団的なコミュニケーション方式を予定する国内法を維持又は導入することを自由にできるものとする。
- (43) 域内市場の設立及び機動を促進し、そして、共同体全域で高水準での消費者保護を保障するため、共同体全域で負担年利率に関連する情報間での比較可能性を保障することが必要である。その算定のための数式は統一的であるにもかかわらず、指令 87/102/EEC において予定された負担年利率は、いまだ完全には共同体全域において比較可能とはなっていない。個々の加盟国では、多様な費用のファクターがその算定において考慮されている。そのため、本指令は明白かつ理解できるように消費者にとっての信用総費用を定義するものとする。
- (44) 市場の透明性と安定性、そして懸案のさらなる調和 (harmonisation; Harmonisierung) を保障するため、加盟国は、与信者の規制や監督のための適切な措置がとられることを保障するものとする。
- (45) 本指令は、特に EU 基本権憲章により認められている基本権を尊重し、かつ、諸原則に配慮する。特に本指令は、EU 基本権憲章に従って、個人情報保護、所有権、差別禁止、家族生活と職業生活の保護、及び消費者保護に関する規律の完全遵守を保障することに努める。
- (46) 本指令の目的、すなわち、消費者信用に関する加盟国の法、規制、及び行政規定の特定側面についての共通ルールの確立は、加盟国により十分に達成することはできず、したがって、共同体レベルの方がより良く達成することができるために、共同体は、条約 5 条に定められるような補充性原則に合致して、措置を採用することができる。同条に定められるような均衡原則に合致して、本指令は、

この目的を達成するために必要な程度を超えない。

- (47) 加盟国は、本指令に従って採用された国内規定の違反に適用しうる制裁に関する規律を定め、かつ、これらが履行されることを保障するものとする。制裁の選択は加盟国の自由裁量に委ねられるが、定められる制裁は、実効性があり、釣り合いのとれた、そして抑制力のあるものとする。
- (48) 本指令の履行のために必要な措置は、委員会に与えられた履行権限の行使のための手続きを定める1999年6月28日付け理事会決定1999/468/ECと一致して、採用されるものとする。
- (49) 特に、委員会は、負担年利率の算定のための付加的な諸前提を採用する権限が与えられるものとする。これらの措置は一般的な適用範囲をもつものとし、かつ、本指令の基本的でない諸要素を修正するために設計されるので、決定1999/468/CE 5条aで定められる調査を伴う規制手続きと一致して、採用されねばならない。
- (50) より良い法制定に関する機構間の合意34号に一致して、加盟国は、自身のために及び共同体の利益において、可能な限り、本指令と国内法化のための措置との間の相関関係を描いた自身の一覧表を作成し、そしてそれらを公表することが、奨励される。
- (51) それゆえ、消費者信用分野の発展に基づき指令87/102/EECに対して必要となる多くの改正を考慮すると、彼の指令は廃止され、そして本指令により取り替えられるものとする。

第1章 主たる対象、適用範囲及び定義

第1条 主たる対象

本指令の目的は、消費者に対する信用にかかわる契約に関連する加盟国の法律、規制及び行政規定の一定の側面を調和することである。

第2条 適用範囲

1. 本指令は、信用契約に適用するものとする。
2. 本指令は、以下のものには適用しないものとする。
 - (a) モーゲージもしくは加盟国で不動産について共通に用いられる他の類似の担保により担保されるか、または、不動産に関連する権利により担保される信用契約
 - (b) 土地上又は既存もしくは計画中の建物上の所有権を取得又は確保することを目的とする信用契約。

- (c) 200ユーロに満たない又は75000ユーロを超える信用総額を内容とする信用契約。
 - (d) 契約の目的物の購入義務がその契約によって又は別の契約によっても定められていない場合の賃貸借又はリースの合意。そのことが与信者により一方的に決められている場合には、同義務は存在すると見なされるものとする。
 - (e) 当座貸越の方式で、かつ、信用が1月以内に返済されねばならない信用契約。
 - (f) 無利息でかつその他の費用なしに認められる信用契約、及び信用が3月以内に返済されねばならずかつわずかの費用のみが支払われる信用契約。
 - (g) 無利息でもしくは市場よりも低くかつ一般的に公衆には提供されない年利で、副次的な活動として雇用者により被用者に信用が認められる場合の信用契約。
 - (h) 金融商品市場に関する2004年4月21日付けヨーロッパ議会及び理事会指令2004/39/EC 4条1項に定義される投資会社又は2004/39/EC指令の附則C部に列挙されている金融商品の一つ又は複数に関係する取引を行うことを投資者に許可することを目的とする2006/48/EC指令4条に定義される信用機関との間で締結された信用契約であって、信用を認容している投資会社又は信用機関が、そのような取引に携わっている場合。
 - (i) 裁判所又は他の国家機関において達成された和解の結果たる信用契約。
 - (j) 費用負担のない既存債務の支払猶予に関わる信用契約。
 - (k) 信用契約の締結に際して消費者が担保として一品目を与信者の管理下に置くよう要求され、かつ、消費者の責任がこの質入れされた品目に厳格に制限される場合の信用契約。
 - (l) 公益目的で制定法上限られた公衆に認められる貸付に関わる信用契約であって、市場での利率よりも低い利率で、もしくはは無利息で、もしくははその他の条件が市場での条件よりも消費者にとり有利でかつ市場での利率よりも高くない利率で認められる信用契約
3. 当座貸越の方式でかつ信用が請求により又は3月以内に返済義務を負う場合の信用契約には、1条ないし3条、4条1項、4条2項(a)ないし(c)、4条4項、6条ないし9条、10条1項、10条4項、10条5項、12条、15条、17条及び19条ないし32条のみを適用するものとする。
4. 超過の方式での信用契約の場合には、1条ないし3条、18条、20条及び22条ないし32条のみを適用するものとする。
5. 加盟国は、以下の信用契約については、1条ないし4条、6条、7条及び9条、10条1項、10条2項(a)ないし(h)及び(l)、10条4項、及び11条、13条及び16条ないし32条のみを適用することを、決めることができる。すなわち、以下に定めるよ

うな組織が締結する信用契約である。

- (a) 会員の相互利益のために設立され、
- (b) 会員以外の者には利益をもたらさず、
- (c) 国内法により要求される社会的目的を遂行し、
- (d) 会員のみを救済を受入かつ処理し、また、構成員のみに信用原資を提供し、かつ、
- (e) 市場に普及しているよりも低い年利又は国内法で定められた上限よりも低い年利に基づいて信用を提供するような組織であり、かつ、その会員たる資格が、特定の地域に居住しているもしくは働いている人、又は特定の雇用者に雇われている人及び退職者、又は、会員間での共通の約束の存在のための基礎として国内法の下定められた他の資格を満たす人に制限されている組織、である。

加盟国は、そのような組織により始められた既存の信用契約全ての総額がその組織が基盤を置く加盟国における既存の信用契約全ての総額と比較してわずかであり、かつ、加盟国においてそのような組織全てにより始められた既存の信用契約全ての総額が当該加盟国において始められた既存の信用契約全ての総額の1%未満である場合には、そのような組織により締結される信用契約を本指令の適用から除外することができる。

加盟国は、そのような除外を適用するための条件が存在し続けているかを毎年再検討し、かつ、条件がもはや満たされていないと考える場合には、その除外を取り消す処置をとるものとする。

6. 加盟国は、以下の信用契約については以下の場合に、1条ないし4条、6条、7条、9条、10条1項、10条2項^(a)ないし⁽ⁱ⁾、^(l)及び^(r)、10条4項、11条、13条、16条、及び18条ないし32条のみを適用するものとするを、決めることができる。すなわち、支払又は返済の延期に関して与信者と消費者により合意されるべき諸解決を用意する信用契約について、消費者が既に最初の信用契約について債務不履行に陥っていて、かつ、
- (a) その解決が当該債務不履行に関わる法的手続きの可能性をおそらく回避するであろうし、かつ、
 - (b) そのために、消費者が、最初の信用契約において定められたものよりも不利な条件にさらされることはないであろう場合にである。

しかしながら、その信用契約が3章の範囲に入る場合には、同章の規定のみを適用するものとする。

第3条 定 義

本指令の目的のために、以下の定義を適用するものとする。

- (a) 「消費者」とは、本指令がカバーする取引において、自己の商業、営業又は職業の外にある目的のために行為する自然人をいう。
- (b) 「与信者」とは、自己の商業、営業又は職業において信用を認める又は信用を認める約束をする自然人又は法人をいう。
- (c) 「信用契約」とは、それにより支払猶予、金銭消費貸借又はその他類似の融資援助の形態で信用を消費者に認める又は認める約束をする契約をいう。
- (d) 「当座貸越」とは、それにより与信者が消費者の当座勘定口座における当座勘定残高を超える資金を消費者に利用可能とする、明白な信用契約をいう。
- (e) 「超過」とは、それにより与信者が消費者の当座勘定口座における当座勘定残高又は合意された当座貸越を超える資金を消費者に利用可能とする、暗黙裏に受容される貸越をいう。
- (f) 「信用仲介者」とは、自然人又は法人であり、与信者として活動しておらず、かつ、自らの取引、事業または職業において、金銭の形やその他の金融的支払いといった合意された形をとりうる報酬のために、以下のことをする者をいう。
 - (i) 消費者に信用契約を紹介又は申し出たり、
 - (ii) (i)で述べられていること以外の、信用契約に関する準備作業を引き受けることにより消費者を助けたり、もしくは
 - (iii) 与信者に代わって消費者と信用契約を締結する。
- (g) 「消費者にとっての信用総費用」とは、全ての費用をいい、利息、手数料、税金及び消費者が信用契約と関連して支払を要求されかつ与信者が知るあらゆる種類の料金を含む。ただし、公証人の費用は除く。信用契約に係る付随的サービスについての費用、とりわけ保険料も、付加的に、サービス契約の締結が信用を得るため又は市場条件下で信用を得るために強制される場合には、含まれる。
- (h) 「消費者による支払総額」とは、信用総額及び消費者にとっての信用総費用の合計額をいう。
- (i) 「負担年利率」とは、消費者にとっての信用の総費用をいい、信用総額の年率として表される。該当する場合には19条2項で言及されている費用を含めるものである。
- (j) 「貸付利率」とは、利用された信用額につき年単位で適用される固定又は変動のパーセンテージとして表される利率をいう。
- (k) 「固定貸付利率」とは、与信者と消費者が、信用契約の全期間について一つの貸付利率、または、固定された特定のパーセンテージを専ら用いる一部期間につ

きいくつかの借入利率について信用契約の中で合意することをいう。全ての借入利率が信用契約の中で決定されていない場合には、信用契約の締結において合意された固定の特定パーセンテージによりもっぱら貸付利率が決定されている一部期間についてのみ、貸付利率は固定されていると見なされるものとする。

- (l) 「信用総額」とは、信用契約の下に利用可能とされる最高限度額又は合計額をいう。
- (m) 「耐久力ある媒体」とは、情報提供の諸目的のために適切な期間につき将来の参照のためにアクセス可能な方法で消費者に個人的に宛てられた情報を蓄えることを消費者に可能とし、かつ、蓄えられた情報を変更なく複製することを許す、何らかの道具である。
- (n) 「結合した信用契約」とは、以下の場合の信用契約をいう。
 - (i) 当該信用が専ら特定物品の供給又は特定サービスの提供のための契約を融資するために役立ち、かつ
 - (ii) それら二つの契約が客観的に見て経済的一体性を形成する場合。経済的一体性は、物品供給者又はサービス提供者自身が消費者のために信用を融資する場合、あるいは、それが第三者により融資されるときは、与信者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者又はサービス提供者の協力を利用する場合、もしくは、特定物品又は特定サービス提供が信用契約中で明白に特定されている場合に、存在すると見なされるものとする。

第2章 信用契約の締結に先立つ情報提供と行為

第4条 広告に含まれるべき基本情報

1. 利率又はその他消費者にとっての信用費用に関わる数字を示すような、信用契約に関連する広告は、本条に従った基本情報を含むものとする。

この義務は、国内法が、前段の意味における利率又は消費者にとっての信用費用に関わる数字を示さない信用契約に関連する広告において負担年利率を示すことを要求する場合には、適用がないものとする。

2. 基本情報は、明白、簡潔かつ目立った仕方でも典型例を用いて、以下を特定するものとする。

- (a) 固定又は変動又は双方の貸付利率、消費者にとっての信用費用総額に含まれる負担の項目も共に、
- (b) 信用総額、
- (c) 負担の年利、2条3項に定める種類の信用契約の場合には加盟国は負担の年利は定める必要がないと決めることができる、

- (d) 妥当するならば、信用契約の期間、
 - (e) 特定の物品又はサービスに対する支払い猶予の方式での信用の場合には、現金価格及び繰上返済の総額、そして
 - (f) 妥当するならば、消費者が支払うべき全総額及び割賦金総額、
3. 信用契約に係る付随的サービスについての契約の締結、とりわけ保険の締結が、信用を得るため又は市場条件下で信用を得るために強制され、かつ、そのサービスの費用が前もって決定不可能であるという場合には、その契約に含まれる債務についてもまた、明白、簡潔かつ目立った仕方、負担の年利とともに、言及するものとする。
4. 本条は、2005/29/EC指令に抵触するものではない。

第5条 契約前の情報提供

1. 1 消費者が信用の契約または申し込みに拘束される前に適切な時点で、与信者及び、該当する場合には、信用仲介者は、与信者により申し出られる信用条件、及び、該当する場合には、消費者により表明された好み及び提供された情報を基礎として、信用契約を締結するかどうかについて情報提供された上で決定するために異なる申し出間での比較に要する情報を、消費者に与えるものとする。2 そのような情報提供は、書面又はその他耐久力ある媒体において、附則 で示された標準ヨーロッパ消費者信用情報の形式により、提供されるものとする。3 与信者は、標準ヨーロッパ消費者信用情報を提供した場合には、本項並びに2002/65/EC指令の3条1項及び2項における情報の諸要件を満たしたと見なされるものとする。
- 4 問題とされる情報は、以下を特定するものとする。すなわち、
- (a) 信用タイプ、
 - (b) 与信者の身元及び地理上の住所並びに、該当する場合には、関係する信用仲介者の身元及び地理上の住所、
 - (c) 信用総額及び信用利用条件
 - (d) 信用契約の期間、
 - (e) 特定のサービス又は物品のための支払い延期の方式での信用の場合には、現金価格及び延期された支払いの総額、及び、
 - (f) 貸付利率、貸付利率の適用条件、及び、該当する場合には、最初の貸付利率に適用される指標利率や参照利率、並びに貸付利率を変更するための期限、条件及び手続き。異なる条件下では異なる利率が適用される場合には、全ての適用され得る利率についての上記の情報、

- (g) 負担年利率及び消費者による支払総額，これらはその利率を算定するために用いられる前提全てに言及して代表例により説明される。消費者が与信者に自己が望む信用の一つ又は複数の構成要素，信用契約の継続期間や信用総額のような構成要素にき情報提供した場合には，与信者はこれらの構成要素を考慮するものとする。ある信用契約が多様な負担や貸付利率を伴う多様な支払い方法を提供しており，かつ，与信者が附則の第部^(b)でセットされる前提を用いる場合には，与信者は，このタイプの信用契約について他の支払手法をとることは負担年利率がより高くなることを，示すものとする。
- (h) 消費者によりなされるべき支払いの総額，回数及び頻度及び，適当な場合には，弁済を目的としての多様な貸付利率が課される多様な未払い額への支払い充当の順番，
- (i) 該当する場合には，支払取引及び信用利用の双方を記録している一つ又は複数の口座を維持するための負担，ただし，一つの口座の開設が任意である場合は除く。それと共に，支払取引及び信用利用の双方のための支払手段を利用するための負担，信用契約から生じるその他の負担，及びこれら負担の変更のための条件，
- (j) 該当する場合には，信用契約の締結に際して公証人に消費者が支払う費用が存在すること，
- (k) もしあれば，信用契約に關係する付随的サービス契約，特に保険証書に入る義務。ただし，そのような契約の締結が，信用を獲得するあるいは市場条件で信用を獲得するための義務とされている場合に限る。
- (l) 支払遅滞の場合に適用されうる利率並びにその調整のための取り決め，及び該当する場合には，不履行に対して支払われる負担，
- (m) 支払いがないことの効果に関する警告
- (n) 該当する場合には，必要とされる担保，
- (o) 撤回権の有無，
- (p) 繰上返済権，及び該当する場合には，与信者のもつ賠償請求権並びに賠償が16条にしたがって決定されるという方法に関する情報，
- (q) 消費者の信用度を査定する目的のために運用されているデータベースでの照会の結果について，9条2項に従い，即時にかつ何らの負担もなく情報提供されるという消費者の権利，
- (r) 信用契約書面の写しを，要求によりかつ何らの負担もなく，交付されるという消費者の権利。ただし，本規定は，要求時に与信者が消費者と信用契約を締結する手続きに入る意思をもたない場合には，適用しないものとする。

(s) 該当する場合には、与信者が契約締結前の情報提供に拘束される期間。

5 与信者が消費者に提供する付加的な情報は、標準ヨーロッパ消費者信用情報に添付される別書面において与えられるものとする。

2. しかしながら、電話通信の場合には、2002/65/EC 指令3条3項において言及されているように、同指令3条3項(b)2段落に従いなされるべき金融サービスの主要特徴の説明は少なくとも、代表例によって示される負担年利率及び消費者による支払総額とともに、本条第1項(c)、(d)、(e)、(f)及び(b)で言及されている項目を含むこととなる。

3. 契約が、1項に従って行われるべき情報提供を可能としない遠隔通信を用いて消費者の要求により締結された場合、特に2項で言及されている場合、与信者は、信用契約締結後に即時に標準ヨーロッパ消費者信用情報の書式を用いることで、完全な契約前情報を消費者に提供することとなる。

4. 要求により、消費者は、標準ヨーロッパ消費者信用情報の受領に加えて、負担なしに信用契約書面の写しを交付されるものとする。ただし、本規定は、要求時に与信者が消費者との信用契約締結の手続きに入る意思を持たない場合は適用しないものとする。

5. 信用契約の下に、消費者によりなされる支払いが、信用総額に対応する直接の返済をもたらさずに、当該信用契約又は付随契約中に定められた期間及び条件下で資金を形成するために用いられる場合には、1項の下要求される契約前の情報提供は、そのような信用契約は、信用契約の下に利用される信用総額の返済のための担保を予定するものではないという明白かつ簡潔な言及を含むものとする。

6. 加盟国は、与信者及び該当する場合には仲介者が、申し出られている信用契約が消費者の必要性並びにその金融状況に適しているかどうかを判断可能とする地位に消費者をおくために、消費者に適切な説明を与えることを、保障するものとする。それが適切な場合には、1項にしたがって提供される契約前の情報、申し出られている製品の本質的特徴並びに消費者による支払不履行の効果も含めてそれらが消費者に対してもつ影響力を説明することによってなされる。加盟国は、そのような支援がなされる方法及び程度、並びに、誰によりそれがなされるかを、信用契約が申し出られる状況の特別な事情、それが申し出られる人、及び申し出られる信用のタイプに、合わせることができる。

第6条 当座貸越の方式での特定の信用契約及び特定の特別な信用契約についての契約前情報提供の要求

1. 消費者が2条3項、5項及び6項で述べられている信用契約又はそれに関する

申し出に拘束されることになる前に適時に、与信者及び、該当する場合には信用仲介者は、与信者により申し出られた信用条件、及び該当する場合には消費者により示された好み及び情報に基づいて、信用契約を締結するかどうかについて情報提供された上での決定をするために異なる申し出を比較するために必要な情報を消費者に提供するものとする。

問題とされる情報は、以下を特定するものとする。

- (a) 信用タイプ、
- (b) 与信者の身元及び地理上の住所並びに、該当する場合には、関係する信用仲介者の身元及び地理上の住所、
- (c) 信用総額及び信用利用条件
- (d) 信用契約の期間、
- (e) 貸付利率、貸付利率の適用条件、最初の貸付利率に適用されうる指標利率や参照利率、信用契約の締結時から適用されうる諸負担、及び、該当する場合には、これら負担が変更されうる条件、
- (f) 負担年利率及び消費者による支払総額、これらはその利率を算定するために用いられる前提全てに言及して代表例により説明される。
- (g) 信用契約終結のための条件及び手続き、
- (h) 2条3項で述べられる信用契約においては、該当する場合には、消費者はいつでも完全に信用総額の返済を要求されうることの表示、
- (i) 支払遅滞の場合に適用されうる利率並びにその調整のための取り決め、及び該当する場合には、不履行に対して支払われる負担、
- (j) 消費者の信用度を査定する目的のために運用されているデータベースでの照会の結果について、9条2項に従い、即時にかつ何らの負担もなく情報提供されるという消費者の権利、
- (k) 2条3項で述べられる信用契約においては、その契約が締結された時点から適用されうる負担及び、該当する場合には、これら負担が変更されうる条件についての情報、
- (l) 該当する場合には、与信者が契約前の情報に拘束される期間。

以上の情報は書面又はその他耐久力ある媒体上で提供されるものとし、かつ、全情報は等しく重要であるものとする。これは、附則 で示されるヨーロッパ消費者信用方式によって提供することができる。与信者は、ヨーロッパ消費者信用情報を交付した時は、本章及び2002/65/EC指令の3条1項及び2項における情報提供要件を満たしたと見なされるものとする。

2. 2条3項で述べられる種類の信用契約においては、加盟国は、負担年利率は提

示される必要がないことを、決定することができる。

3. 2条5項と6項で述べられる信用契約においては、本条1項に従って消費者に提供される情報は、以下のこともまた含むものとする。

(a) 消費者によりなされるべき支払いの総額、回数及び頻度、そして、適切な場合には、償還を目的とする別の貸付利率で負担される別の未払い残高に支払が分配されるであろう順番、

(b) 繰上返済権、そして、該当する場合には、与信者の賠償請求権及び賠償が決定されるであろう方法に関する情報。

しかしながら、その信用契約が2条3項の範囲に入るときは、本条1項の規定のみを適用するものとする。

4. しかしながら、電話通信の場合及び消費者が当座貸越が直接的効果をもって利用可能とされることを要求するときは、金融サービスの主要な特徴の記載は、少なくとも、1項(c)、(e)、(f)及び(h)で述べられている事項を含むものとする。加えて、3項で述べられている種類の信用契約においては、主要な特徴の記載は、信用契約の継続期間の特定を含むものとする。

5. 2条2項(e)で提示される除外にかかわらず、加盟国は、当座貸越信用の方式でかつ信用が1月以内に返済されねばならない信用契約に、少なくとも本条4項前段の要件を適用するものとする。

6. 要求により、消費者は、1項ないし4項で述べられる情報の受け取りに加えて、負担なしに、10条が適用され得る限りで10条により提供される契約情報を含んでいる信用契約の下図の写しを交付されるものとする。本規定は、与信者が要求された時にその消費者と信用契約の締結を進める意思がないときは、適用しないものとする。

7. その合意が、4項で述べられる場合も含めて1項ないし3項に従ってなされるべき情報提供が不可能な遠隔通信手段を用いて消費者の要求で締結されたときは、与信者は、信用契約締結後直ちに、10条が適用される限りで10条に従った契約情報を提供することによって、1項ないし3項の下での自らの義務を履行するものとする。

第7条 契約前情報提供の要求からの例外

5条及び6条は、補助的な立場で信用仲介者として行動している物品やサービスの提供者には適用しないものとする。このことは、消費者がこれらの規定で述べられている契約前の情報を受け取ることを保証する与信者の義務に抵触するものではない。

第8条 消費者の信用価値を評価する義務

1. 加盟国は、信用契約の締結前に、与信者が、適切な場合には消費者から得られた十分な情報、及び、必要な場合には、関係するデータベースの参照に基づいて、消費者の信用価値を評価することを、保障するものとする。ある加盟国の立法が関係するデータベースの参照に基づき消費者の信用価値を評価することを与信者に要求している場合には、その加盟国はこの要求を維持することができる。
2. 加盟国は、信用契約の締結後に信用総額を変更することを当事者が合意する場合に、与信者は消費者に関して自由にできる金融情報を更新しかつ信用総額の著しい増加の前に消費者の信用価値を評価することを、保障するものとする。

第3章 データベースへのアクセス

第9条 データベースへのアクセス

1. 加盟国は、国境を越えた与信の場合に、消費者の信用価値を判断するために当該加盟国で利用されているデータベースに他の加盟国からの与信者のためのアクセスを保障するものとする。アクセスのための諸条件は、差別的であってはならない
2. 信用の適用がデータベースの参照に基づいて拒絶されるとき、与信者は消費者に即時にかつ何ら負担なく、そのような参照の結果及び参照されたデータベースの詳細について情報提供するものとする。
3. そのような情報は、その提供が他の加盟国の立法により禁止されているか又は公共政策や公共安全の目的に対立しない限りで、提供されるものとする。
4. 本条は、人的データ処理に関する個人保護についての1995年10月24日付ヨーロッパ議会及び理事会指令 95/46/EC の適用に抵触するものではない。

第4章 信用契約に関する情報及び権利

第10条 信用契約に含むべき情報

1. 信用契約は、書面又はその他耐久力ある媒体上に作成されるものとする。
全ての契約当事者は、信用契約の写しを受け取るものとする。本条は、共同体法と一致している、信用契約締結の有効性に関する国内法には抵触しないものとする。
2. 信用契約は、明白かつ簡潔な仕方て以下の事項を定めるものとする。
 - (a) 信用タイプ、
 - (b) 与信者の身元及び地理上の住所並びに、該当する場合には、関係する信用仲介者の身元及び地理上の住所、

- (c) 信用総額及び信用利用条件
- (d) 信用契約の期間，
- (e) 特定のサービス又は物品のための支払い延期の方式での信用の場合，又は，結合する信用契約の場合には，この物品又はサービス及びその現金価格，
- (f) 貸付利率，貸付利率の適用条件，及び，該当する場合には，最初の貸付利率に適用されうる指標利率や参照利率，並びに貸付利率を変更するための期限，条件及び手続き。異なる条件下では異なる利率が適用される場合には，全ての適用され得る利率についての上記の情報，
- (g) 信用契約締結時に算定された，負担年利率及び消費者による支払総額。その利率を算定するために用いられる前提全てが言及されるものとする。
- (h) 消費者によりなされるべき支払いの総額，回数及び頻度及び，適当な場合には，弁済を目的としての多様な貸付利率が課される多様な未払い額への支払い充当の順番，
- (i) 固定期間での信用契約の元本償還が関係する場合には，要求によりかつ何ら負担なしに，信用契約の継続中いつでも，償還表の方式での勘定の報告を受け取ることができるという消費者の権利，

償還表には，負担する支払及びその総額の支払いに関わる期間と諸条件を記載するものとする。この表には，元本償還を示している各返済の内訳，借入利率に基づいて算定された利息，及び該当する場合には，付加的費用を含むものとする。利率が固定されていない，あるいは，付加的費用が信用契約の下変更可能である場合には，償還表に明白かつ簡潔に，その表に含まれるデータが有効であり続けるのは，貸付利率又は付加的費用が信用契約にしたがって変更される時までのみであることを，記載するものとする。
- (j) 諸負担と利息が元本償還なしに支払われるべき時は，利息と関連する周期的・非周期的諸費用の支払いに関する期間及び諸条件，
- (k) 該当する場合には，支払取引及び信用利用の双方を記録している一つ又は複数の口座を維持するための負担，ただし，一つの口座の開設が任意である場合は除く。それと共に，支払取引及び信用利用の双方のための支払手段を利用するための負担，信用契約から生じるその他の負担，及びこれら負担の変更のための条件，
- (l) 支払遅滞の場合に適用されうる利率並びにその調整のための取り決め，及び該当する場合には，不履行に対して支払われる負担，
- (m) 支払いがないことの効果に関する警告，
- (n) 該当する場合には，公証人費用が支払われうるという報告，

- (o) ある場合には、必要とされる担保又は保険、
 - (p) 撤回権の有無、撤回権の行使可能期間、及びその行使を左右するその他の条件、これには14条3項(b)にしたがって貸し出された元本及び利息を支払う消費者の義務及びに一日毎に支払われる利息額に関係する情報も含む、
 - (q) 15条に基づく諸権利、並びに、それら権利の行使のための諸条件に関する情報、
 - (r) 繰上返済権、繰上返済のための手続き、並びに、該当する場合には、与信者の賠償請求権及び賠償の決定方法に関する情報、
 - (s) 信用契約の終了権を行使する際に従うべき手続き、
 - (t) 与信者は、消費者のための裁判外での異議申立及び救済の仕組みが存在するかどうか、及び、存在する場合には、それにアクセスする手段、
 - (u) 該当する場合には、その他の契約上の諸条件、
 - (v) 該当する場合には、所管する監督官庁の名称及び住所。
3. 2項(i)が適用される場合には、与信者は、負担なしにかつ信用契約の継続中いつでも、償還表の方式での勘定の報告を、消費者が利用できるようにするものとする。
4. 消費者による支払いが信用総額に対応する直接の返済をもたらさずに、信用契約又は付随契約の下に定められた期間及び条件下で資金を形成するために用いられる信用契約においては、2項の下に要求される情報は、そのような信用契約は、信用契約の下に利用される信用総額の返済のための担保を予定するものではない、そのような担保が与えられない限りは、という明白かつ簡潔な報告を含むものとする。
5. 2条3項で述べられる当座貸越信用の方式での信用契約の場合には、以下の事項が明白かつ簡潔に特定されるものとする。
- (a) 信用タイプ、
 - (b) 与信者の身元及び地理上の住所並びに、該当する場合には、関係する信用仲介者の身元及び地理上の住所、
 - (c) 信用総額及び信用利用条件、
 - (d) 信用契約の期間、
 - (e) 貸付利率、貸付利率の適用条件、及び、該当する場合には、最初の貸付利率に適用されうる指標利率や参照利率、並びに貸付利率を変更するための期限、条件及び手続き。異なる条件下では異なる利率が適用される場合には、全ての適用され得る利率についての上記の情報、
 - (f) 信用契約締結時に算定された、負担年利率及び消費者による支払総額。3条

(g)と(i)に関連して19条2項で述べられるその利率を算定するために用いられる前提全てが言及されるものとする。加盟国は、負担年利率は提示される必要はないことを決定することができる。

- (g) 消費者はいつでも要求により信用全額の返済を要求されうることの指示、
- (h) 信用契約についての撤回権の行使を左右する条件、
- (i) その契約が締結された時から適用され得る負担及び、該当する場合には、その負担が変更されうる条件に関する情報。

第11条 貸付利率に関する情報

1. 該当する場合には、消費者は貸付利率における変更を、その変更が発効する前に、書面又はその他耐久力ある媒体上で情報提供されるものとする。その情報提供は、新たな貸付利率が発効した後になされるべき支払総額、及び、支払の回数及び頻度が変更する場合には、それに関わる詳細について言及するものとする。
2. しかしながら、当事者は信用契約の中で、貸付利率の変更が参照利率の変更により生じ、新たな参照金利は公然と適切な諸方法により入手できるようにされており、かつ、新たな参照金利に関する情報は与信者の営業所内でも継続して入手できる場合には、1項で述べられる情報提供が定期的に消費者になされるべきことを、合意することができる。

第12条 当座貸越の方式での信用契約と結びついた義務

1. 信用契約が当座貸越信用の方式での信用をカバーする場合には、消費者は、以下の項目を含んだ書面又はその他耐久力ある媒体により、口座報告により定期的に継続して情報提供されるものとする。
 - (a) 口座報告が行われる正確な期間、
 - (b) 貸付けの総額と日付、
 - (c) 以前の報告からの残高とその日付、
 - (d) 新たな残高、
 - (e) 消費者によりなされた支払いの日付けと総額、
 - (f) 適用される貸付利率、
 - (g) 適用された負担、
 - (h) 該当する場合には、最低の支払額。
2. 消費者は、書面又はその他耐久性ある媒体上で、貸付利率あるいは支払う可能性ある負担の増大について、当該変更の効力が生じる前に情報提供されるものとする。

しかしながら、当事者は信用契約の中で、貸付利率の変更に関する情報は、貸付利率の変更が参照利率の変更により生じ、新たな参照金利は公然と適切な諸方法により入手できるようにされており、かつ、新たな参照金利に関する情報は与信者の営業所内でも継続して入手できる場合には、1項で示されている方法で提供されうることを、合意することができる。

第13条 期間の定めのない信用契約

1. 消費者は、期間の定めのない信用契約を、いつでも負担なしに通常終了させることができる。ただし、催告期間について当事者が合意している場合は除く。この期間は、一月を超えることはできない。

信用契約において合意している場合には、与信者は、書面又はその他耐久力ある媒体上に書かれた少なくとも2月の催告期間を消費者に与えることにより、期間の定めのない信用契約を通常終了させることができる。

2. 信用契約において合意している場合には、与信者は、客観的に正当な理由のため、期間の定めのない信用契約上の貸付を受ける消費者の権利を終了させることができる。与信者は、終了させる前に、あるいは少なくとも終了直後に、終了及びその理由について書面又はその他耐久力ある媒体上で消費者に情報提供するものとする。ただし、そのような情報の提供が、他の加盟国の立法により禁止されているか、あるいは、公共政策や公共安全の諸目的に反する場合は除く。

第14条 撤回権

1. 消費者は、理由なしに信用契約を撤回することができる14暦日をもつものとする。

この撤回期間は、以下の時から開始するものとする。

- (a) 信用契約の締結日から、又は、
- (b) 消費者が10条に従って契約の諸条件及び情報を受け取った時が、本段落^(a)で言及される日より遅い場合には、この時から。

2. 3条⁽ⁿ⁾で定義される結合した信用契約の場合につき国内法が、本指令の発効時に既に、資金が特定期間の満了前には消費者に利用可能とされ得ないことを定めるときは、加盟国は例外的に、本条1項で言及される期間は消費者の明確な要請によりこの特定期間まで短縮され得ることを、定めることができる

3. 消費者が撤回権を行使する場合、消費者は、
 - (a) 1項で言及される期間の満了前に撤回の効果を発生させるためには、国内法に従って証明可能な方法により、10条2項^(p)に基づき与信者により与えられる

情報と調和して、与信者にこれを通知するものとする。この通知が、与信者に利用可能かつアクセス可能な書面又はその他耐久力ある媒体上でなされる場合には、期限の満了前に発信されたとき、この期間は遵守されたと見なすものとする。

- (b) 与信者に、元本及び、信用が得られた日から元本が返済される日までに元本から生じた利息を、過度に遅延するなくかつ消費者から与信者への撤回の通知発信後30暦日を超えずに、支払うものとする。利息は、合意された借用利率に基づいて算定されるものとする。与信者は、行政機関に対して支払った回収不能な負担に対する補償を除き、撤回の場合に消費者からその他いかなる補償をも受ける権利を有しないものとする。
- 4. 信用契約に関連する付随サービスが、第三者と与信者との合意に基づき与信者又は第三者により提供されるとき、消費者が本条に従い信用契約の撤回権を行使するならば、消費者はもはやこの付随サービスに拘束されないものとする。
- 5. 消費者が1項、3項及び4項の下に撤回権をもつときは、2002/65/EC指令6条及び7条及び営業所以外で交渉された契約に関する消費者保護のための85/577/EEC指令5条は、適用しないものとする。
- 6. 加盟国は、5条ないし10条の下定められる諸権利を消費者は保証されていることを公証人が確認することを定めることによって、法により公証人のサービスを通じて締結することが要求されている信用契約には本条1項ないし4項が適用されないことを、定めることができる。
- 7. 本条は、その期間中は契約の履行が始まり得ない期間を設定する国内法ルールに抵触しないものとする。

第15条 結合した信用契約

- 1. 物品又はサービスの提供のための契約に関して、共同体法に基づき撤回権を行使した消費者は、結合した信用契約にもはや拘束されないものとする。
- 2. 結合した信用契約により目的とされる物品やサービスが提供されない、または、部分的にしか提供されない、または、その提供のための契約に適合していない場合、消費者が提供者に対して法的救済を求めたが、彼が法あるいは物品又はサービス提供契約に従い権利をもつ満足を得ることに失敗したとき、消費者は与信者に対して法的救済を求める権利をもつものとする。加盟国は、どの範囲で及びどのような条件でそれらの法的救済が行使可能とするかを決定するものとする。
- 3. 本条は、提供者からの物品又はサービスの獲得が信用契約により融資された場合に、購入者が提供者に対して持ちうる請求権に関して与信者に共同で及び個別

に責任を課している国内ルールに抵触しないものとする。

第16条 繰上返済

1. 消費者はいつでも、信用契約に基づく自己の債務を全部又は一部果たす（discharge; erfüllen）権限をもつものとする。その場合、消費者は、信用総費用において減額される権限をもつものとする。その減額は、契約の残りの期間についての利息及び費用から成る。

2. 信用が繰上返済された場合、与信者は、信用の繰上返済に直接関連するあり得る費用について、公正かつ客観的に正当な補償について権限をもつものとする。ただし、繰上返済が貸付利率が固定されている期間内に生じていることを条件とする。

そのような補償は、繰上返済と信用契約の合意された満了時との間の期間が1年を超えるときは、繰上返済された信用額の1%を超えることはできない。この期間が1年を超えないときは、補償は繰上返済された信用額の0.5%を超えることはできない

3. 以下の場合には、繰上返済についての補償を求めないものとする。

- (a) 信用の返済保証の提供を目的とした保険契約の下に、繰上返済がなされた場合、
- (b) 当座貸越の場合、または、
- (c) 繰上返済が貸付利率が固定されていない期間内に生じている場合。

4. 加盟国は、以下のことを定めることができる。

- (a) そのような補償を与信者が求めることができるのは、繰上返済の額が国内法により定められた境界値を超えるという条件下のみであるということ。そのレベルは、12月の期間内で10000ユーロを超えないものとする。
- (b) 与信者が繰上返済から被った損失が2項の下に定められた額を超えることを立証し得るときは、与信者は例外的に、より高額な補償を求めることができること。

与信者により求められる補償が実際被った損失を超えるときは、消費者はそれに応じた減額を求めることができる。

この場合において、損失とは、当初合意された利率と、繰上返済時に繰上返済された金額を市場で与信者がそれで貸し出しうる利率との間の差から成るものとし、かつ、繰上返済が管理費用に与える影響を考慮に入れるものとする。

5. いかなる補償も、繰上返済と信用契約の合意された満了時との間の期間中に消費者が支払ったであろう利息総額を超えないものとする。

第17条 権利の譲渡

1. 信用契約の下もしくはそのための合意の下に与信者の権利を第三者に譲渡する場合には、消費者は、本来の与信者に対して自らが利用可能であった抗弁全てを譲受人に対して主張する権限をもつものとする。この抗弁には、関係する加盟国内で認められている場合には、相殺も含まれる。
2. 消費者は、1項で述べられている譲渡について情報提供されるものとする。ただし、本来の与信者が、譲渡の合意により、消費者に対して信用を供与し続ける場合は除く。

第18条 超 過

1. 口座を開設する契約においてそこには消費者が超過をすることが許される可能性がある場合、その契約には、付加的に6条1項副段落2(e)で述べられている情報を含むものとする。与信者は、いかなる場合でも、この情報を書面又はその他耐久力ある媒体上で通常通り提供するものとする。
2. 1月を超えてかなりの超過がある場合には、与信者は消費者に遅滞なく、書面又はその他耐久力ある媒体上で以下についての情報を提供するものとする。
 - (a) 超過について、
 - (b) 関係する総額について、
 - (c) 借用利率について、
 - (d) 違約金、負担又は妥当する未返済金についての利息
3. 本条は、超過期間がかなりになる時は他の種類の信用製品を申し出るよう与信者に要求する国内法のルールに何ら抵触しないものとする。

第5章 負担年利率

第19条 負担年利率の算定

1. 負担年利率とは、与信者と消費者により合意された将来及び既存の全ての責任（信用利用（drawdowns）、返済及び諸負担）の現在価値を、年単位で、均一化したものであるが、これは、附則 の 部で挙げられる数式に従って算定されるものとする。
2. 負担年利率を算定するために、消費者にとっての信用総費用が確定されるものとする。ただし、信用契約において定められた約束のうちのいくつかに従わない場合に消費者により支払われる負担、及び、取引の実行が現金であろうと信用においてであろうとに関わらず物やサービス取得のために彼が支払義務を負う取得価格以外の負担は、除く。

支払取引及び信用利用の双方を記録している口座の維持費用、支払取引及び信用利用の双方の支払手段の利用費用、及びその他支払取引に係る費用は、消費者にとっての信用の総費用に含まれるものとする。ただし、口座の開設が任意でありかつ口座の費用が信用契約中にあるいは消費者と締結されたその他の契約中に明白かつ個別に示された場合にはこの限りではない

3. 負担年利率の算定は、信用契約が合意された期間有効であり続け、かつ、与信者と消費者が信用契約で特定された条件及び期日に自らの義務を履行する意思があるという前提に基づくものとする。
4. 貸付利率及び、該当する場合には、負担年利に含まれるが算定時には計測不可能な負担の変動を許す条項を信用契約が含むときは、負担年利率は、貸付利率及びその他の負担が当初の水準と比較して固定されかつ信用契約の終了まで適用され続けるという前提で、算定されるものとする。
5. 必要な場合は、附則 で挙げられている付加的な前提を、負担年利率の算定において用いることができる。

本条及び附則 の 部で挙げられている前提が同一方法で負担年利率を算定するのに十分でなかったり、あるいは、市場での商業状況にはもはや適さない場合には、委員会は、負担年利率の算定のために必要な付加的な前提を決定したり、あるいは、既存の前提を修正することができる。これらの手段は、本指令の本質的でない要素を訂正するために設計されており、25条2項で述べられる調査を伴う規制手続きに従って、採用されるものとする。

第6章 与信者及び信用仲介者

第20条 与信者の規制

加盟国は、金融機関から独立した組織又は官庁により与信者が監督又は規制されることを保障するものとする。このことは、2006/48/EC 指令に抵触しないものとする。

第21条 消費者に対する信用仲介者の一定義務

加盟国は、以下のことを保障するものとする。

- (a) 信用仲介者は消費者に向けた広告又は書面の中で、自己の権限の範囲、特に、自分が一人又は複数の与信者と専ら共同して働いているのかそれとも独立した仲介者として働いているのかを、表示すること、
- (b) 消費者により信用仲介者にそのサービスに対して支払われる報酬がある場合には、その報酬は消費者に開示され、かつ、信用契約の締結前に書面又はその他耐

- 久力ある媒体上で消費者と信用仲介者との間で合意されること、
- (c) 消費者により信用仲介者にそのサービスに対して支払われる報酬がある場合には、その報酬は、負担年利率の算定を目的として、信用仲介者により与信者に伝達されること。

第7章 実施措置

第22条 調和及び本指令の強行的性格

1. 本指令が調和のための規定を内容としている限りにおいて、加盟国は本指令中に定める規定と異なる規定を国内法において維持あるいは導入することはできない。
2. 加盟国は、本指令を実施又は本指令に対応する国内法の規定により消費者に認められた権利を消費者は放棄することができないことを保障するものとする。
3. 加えて、加盟国は、契約形成の方法の結果として、特に、本指令の適用範囲に入る複数の利用や信用契約を、その性格や目的が本指令の適用を回避することを可能にしうる信用契約へと統合することによって、本指令の実施のために加盟国が定めた規定が潜脱されないことを保障するものとする。
4. 加盟国は、信用契約が1つ又は複数の加盟国の領土と密接な関連性をもつ場合に、信用契約に適用される法として第三国の法を選択することに基づき、本指令により認められる保護を消費者が失わないことを保障するために必要な措置を講じるものとする。

第23条 制 裁

加盟国は、本指令に従って採用された国内規定の違反に適用される制裁に関するルールを定め、かつ、それらの実施を保証するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

第24条 裁判外紛争解決

1. 加盟国は、信用契約に関連する消費者紛争の和解 (settlement; Beilegung) のための適切かつ実効性ある裁判外での紛争解決が、適切な場合には既存の組織を用いて、配置されることを保証するものとする。
2. 加盟国は、信用契約に関連する国境を越えた紛争を解決するためにも、これらの組織が協力することを促進するものとする。

第25条 専門委員会手続き

1. 委員会は、専門委員会 (a Committee; einer Ausschuss) により補助されるも

のとする。

2. 本条が参照されるときは、1999/468/EC 決定（Decision）8条の諸規定を考慮して、同決定5条 a(1)ないし(4)及び7条を適用するものとする。

第26条 委員会になされるべき情報提供

加盟国が、2条5項と2条6項、4条1項、4条2項(c)、6条2項、10条1項、10条2項(g)、14条2項及び16条4項中に言及されている規定された選択肢を使うときは、委員会に後の変更と同様そのことを伝えるものとする。委員会は、ウェブサイトまたはその他簡単にアクセスできる方法で公告するものとする。加盟国は、国内の与信者と消費者との間で当該情報を広めるために適切な方法を採用するものとする。

第27条 国内法化

1. 2010年5月12日までに加盟国は、本指令に応じるために必要な諸規定を採択しかつ公表するものとする。加盟国は、直ちにそれについて委員会に情報提供するものとする。

加盟国はそれらの規定を2010年5月12日から適用するものとする。

加盟国がそれらの規定を採択するとき、本指令への言及を含み、かつ、それらの公示に際してその言及を伴うものとする。

2. 委員会は、5年毎に、最初は2013年5月12日に、本指令と附則に定める物価スライド及び繰上返済の場合に支払う可能性ある賠償を算定するために用いるパーセンテージを、共同体内での経済傾向及び関連市場の状況に照らして評価することにより、それらを再検討するものとする。さらに委員会は、2条5項と2条6項、4条1項、4条2項(c)、6条2項、10条1項、10条2項(g)、14条2項及び16条4項中に言及されている規定された選択肢の存在が域内市場と消費者に与える影響力を監視するものとする。その結果は、ヨーロッパ議会及び理事会に知らされるものとし、適切な場合には、境界値とパーセンテージ並びに上述のそれに従った規定上の選択肢を修正する提案を伴うものとする。

第28条 ユーロで表される金額の国内通過への換算

1. 本指令の目的のため、ユーロで表された金額を国内通過へ換算する加盟国は、初めは、本指令の採択日における為替レートを換算において用いるものとする。
2. 加盟国は、換算から生じる金額を四捨五入することができる。ただし、その四捨五入が10ユーロを超えない場合に限る。

第8章 経過規定及び最終規定

第29条 廃止

87/102/EEC 指令は、2010年5月12日を発効日として廃止されるものとする。

第30条 経過規定

1. 本指令は、国内履行措置の発効日に存在する信用契約には適用しないものとする。
2. しかしながら加盟国は、11条、12条、13条及び17条、18条1項第2文、及び18条2項の諸条文は、国内履行措置の発効日に存在する期限の定めのない信用契約にも適用されることを、保証するものとする。

第31条 発効

本指令は、EU 官報への公示の20日後に発効するものとする。

第32条 名宛人

本指令は加盟国に宛てられる。

2008年4月23日付で、ストラスブールでなされた。

ヨーロッパ議会の名において

理事会の名において

議長

議長

H.-G. Pottering

J. Lenarcic

.....

附則

一方を信用利用 (drawdowns; Kredit-Auszahlungsbetraegen) とし他方を返済と負担とする両者の同等性を表す基本方程式。

負担年利率 (APR) を設定する基本方程式は、年毎に、一方を信用利用の総現在価値とし他方を返済と負担支払の総現在価値として両者を同等とする。すなわち、

$$\sum_{k=1}^m C_k (1+X)^{-tk} = \sum_{l=1}^{m'} D_l (1+X)^{-Sl}$$

ここでは、

X は APR ,
 m は最後の貸付の番号 ,
 k は一回の貸付の番号 , そうして $1 \leq k \leq m$,
 C_k は貸付 k の額 ,
 t_k は最初の貸付の日と続く各貸付の日との間の , 年及び一年の部分
で表される , 間隔 , そうして $t_1=0$,
 m' は負担の最後の返済又は支払の番号 ,
 l は負担の一回の返済又は支払の番号 ,
 D_l は負担の一回の返済又は支払の額 ,
 s_l は最初の貸付の日と続く負担の各返済又は支払の日との間の , 年
及び一年の部分で表される , 間隔

注意

- (a) 異なる時期に当事者双方により支払われる額は , 必ずしも等しいことを要せず , かつ , 必ずしも同間隔で支払われることを要しないものとする。
- (b) 開始日は , 最初の貸付日とする。
- (c) 算定において用いられる日付の間隔は , 年又は一年の部分で表されるものとする。一年は , 365日 (又は閏年については366日) , 52週又は12月とみなす。1月は , 閏年であるかどうかにかかわらず 30,41666日 (すなわち 365/12) とみなす。
- (d) 算定結果は , 少なくとも小数点第一位の制度で表されるものとする。小数点第二位の数字が5以上の場合には , 小数点第一位の数字が一つ増えるものとする。
- (e) 方程式は , 積極又は消極の , 換言すれば年で表される l から k の期間の間に支払われ又は受け取られた双方の , 金銭の流れ (flows) の単一の和及び概念を用いて書き直し可能である。

$$S = \sum_{k=1}^m A_k (1+X)^{-t_k},$$

S は金銭の流れの現在の差額である。金銭の流れの同等性を維持することを目的とすると , その価値は0になるであろう。

・負担年利率の算定のための付加的前提

- (a) 信用契約が消費者に信用利用の自由を与えている場合には , 信用総額は即時にかつ全部信用利用されているとみなすものとする。
- (b) 信用契約が多様な負担又は貸付利率を伴う多様な貸付方法を定める場合には ,

信用総額は、このタイプの信用契約にとって最も通常の貸付の方式に適用される最も高い負担と貸付利率で貸し付けられているとみなすものとする。

- (c) 信用契約が消費者に信用利用の自由を一般的に与えているが、貸付の多様な方法のうち、金額と期間に関して制限を課している場合には、信用金額は、契約中で定められかつこの制限と一致している最も早い日に貸付けられているとみなすものとする。
- (d) 返済についての固定された予定表がない場合には、
 - (i) 信用は1年の期間のために提供され、かつ、
 - (ii) 信用は12月の均等分割払いでかつ月ごとの間隔で返済される予定であると、
みなすものとする。
- (e) 返済についての固定された予定表があるが、返済額が融通性ある場合には、各返済額は、合意が定める最も低い額とみなすものとする。
- (f) 別のことを定めていない限り、信用契約が複数の返済日を定めるときは、契約中で定められた最も早い日に信用は利用可能とされかつ返済がなされるべきである。
- (g) 信用に適用可能な上限額が合意されていなかった場合には、上限は1500ユーロとみなす。
- (h) 当座貸越の場合には信用総額は全部かつ信用契約の全期間にわたり貸付けられるとみなすものとする。信用契約の期間が知られていない場合には、負担年利率は、信用期間が3月であるとの前提で算定されるものとする。
- (i) 多様な利率及び負担が限定された期間又は金額につき申し出られている場合には、その利率及び負担は、信用契約の全期間について最も高い利率であるとみなすものとする。
- (j) 当初の期間に関して固定の貸付利率が合意されており、この期間の終了時には新たな貸付利率が決められ、かつ、後の定期的に合意された指標に従って調整される、消費者信用契約に関しては、年利率の算定は、固定利率期間の終了時に貸付利率はその時の合意された指標の価値に基づき年利率を算定した時と同じ利率であるとの前提に基づくものとする。

附則

標準ヨーロッパ消費者信用情報

1. 与信者 / 信用仲介者の身元及び契約の詳細

与信者 住所 電話番号(*) Eメールアドレス(*) ファクス番号(*) Web アドレス(*)	[身元] [消費者により利用されるべき地理上の住所]
該当する場合には 信用仲介者 住所 電話番号(*) Eメールアドレス(*) ファクス番号(*) Web アドレス(*)	[身元] [消費者により利用されるべき地理上の住所]
(*)この情報は与信者の任意による。	

「該当する場合には」常に、与信者は、情報が信用製品に関連する場合には四角の中を満たさなければならない、又は、情報が想定されている信用タイプに関連しない場合には各情報又は横の列全体を抹消しなければならない。

角かつこの記載は、与信者のための解説を提供するものであり、また、相応する情報でもって取り替えられなければならない。

2. 信用製品の主要な特徴の記述

信用タイプ	
信用総額 これが意味するのは、信用契約の下に利用可能とされる上限額又は総額である。	
貸付を支配する諸条件 これが意味するのは、どのようにそしていつあなたが金銭を手に入れるかである。	
信用契約の継続	

分割払い及び、適切な場合には、 分割払いが与えられる順番	あなたは以下につき支払義務を負う： [消費者によりなされるべき支払の総額、回数及び頻度] 利息及び / 又は負担は以下の仕方でも支払われる：
あなたが支払義務を負う総額 これが意味するのは貸付元本プラス利息及びあなたの信用に関連するありうる費用である。	[信用総額及び信用総費用の金額]
該当する場合には 信用は物品又はサービスのための支払い延期の形式で認められている又は特定物品の供給又はサービス供与に結合されている。 物品 / サービスの名称 現金価格	
該当する場合には 必要とされる担保 これは、信用契約との関係においてあなたが提供すべき保証の記述である。	[担保の種類]
該当する場合には、 返済は元本の即時償還をもたらさない。	

3. 信用費用

貸付利率又は、該当する場合には、 信用契約に適用される異なる貸付利率	[% 固定又は、 変動（最初の貸付利率に適用される指標利率や参照利率と共に） 期間]
負担年利率（APR）（*） これは信用総額の年率として表される信用総費用である。 APR はあなたが多様な申し出を比較するための助けとなる。	[% ここでなされる利率の算定のために用いられる前提全てに言及する代表例]
信用を得る又は市場条件で信用を得るために強制されるのは、信用保証のための保険をかけること、又は	Yes/no [yes なら、保険の種類を特定せよ] Yes/no [yes なら、付随サービスの種類を特

その他付随サービス契約を結ぶことである	定せよ]
これらサービスの諸費用は、与信者により知られていない時は、APR には含まれない。	
関連費用	
該当する場合には 一つ又は複数の口座の維持が支払処理と貸付 双方の記録のために要求されている。	
該当する場合には、 特別な支払手段を用いるための費用総額 (例えばクレジットカード)	
該当する場合には 信用契約から生じるその他の費用	
該当する場合には 信用契約に関連する上記費用が変更されうる 諸条件	
該当する場合には 公証人料金の支払債務	
支払遅滞の場合の諸費用 支払遅滞はあなたに厳しい結果をもたらし (強制売却)かつさらに信用を得ることを困 難とする可能性がある。	あなたは支払遅滞に対して [..... (適用され得る利率及びその調整のた めの取り決め及び、該当する場合には、債務 不履行責任を)] 課されるだろう。

4. その他重要な法的側面

撤回権 あなたは14歴日の期間中は信用契約を撤回す る権利をもつ。	Yes/no
繰上返済 あなたはいつでも全部又は一部信用を繰り上 げて返済する権利をもつ。	
該当する場合には 与信者は繰上返済の場合に補償を求めること ができる。	[2008/48/EC 指令16条の転換規定に従った 補償の決定(算定方法)]
データベースでの照会	

<p>データベースでの照会に基づいて信用の適用が拒否されるときは、与信者はあなたに即時にかつ何ら負担なくその照会の結果を知らせなければならない。そのような情報の提供がEC法により禁止されるか、あるいは、公共政策又は公共安全の目的に反するときは、これの適用はない。</p>	
<p>信用契約の下書きについての権利 あなたは、要求により、負担なしに信用契約の下書きの写しを手に入れる権利をもつ。 ただし、与信者が要求された時あなたとの信用契約の締結を進めることを望んでいないときは、本規定の適用はない</p>	
<p>該当する場合には 与信者が契約前情報に拘束される期間</p>	<p>この情報は……から……まで有効である。</p>

5. 金融サービス遠隔販売の場合における付加的情報提供

<p>(a) 与信者に関して</p>	
<p>該当する場合には あなたの居所のある加盟国における 与信者の代表 住所 電話番号(*) Eメールアドレス(*) ファクス番号(*) Webアドレス(*)</p>	<p>[消費者により利用されるべき地理上の住所]</p>
<p>該当する場合には 登録</p>	<p>[与信者が記録されている登録及びその登録番号又は同等の登録簿上での身元確認手段]</p>
<p>該当する場合には 監督官庁</p>	
<p>(b) 信用契約に関して</p>	
<p>該当する場合には 撤回権行使</p>	<p>[示されている撤回権行使のための実際的な助言、特に、権利行使のための期間、撤回権行使の通知が送られるべき住所及び権利不行使の効果]</p>

該当する場合には 信用契約締結前にあなたとの関係を築くための 基礎となる与信者により遵守される法	
該当する場合には 信用契約に適用される主要法及び / 又は管轄 裁判所を規定する条項	[ここであげられるべき関連条項]
該当する場合には 言語体制	情報及び契約条項は[特定言語]で提示される。 あなたの同意を得て、私たちは信用契約の継 続期間中[一つ / 複数の特定言語]でコミュニ ケートするつもりだ。
(c) 救済に関して	
裁判外での苦情申し立て及び救済のメカニズ ムの存在及びそれへのアクセス	[遠隔契約の当事者たる消費者のための裁判 外での苦情申し立て及び救済のメカニズム及 びそれへのアクセス手段があるかどうか]
(*)この情報は与信者にとり選択的である。	

附則

(1)ないし(3)についてのヨーロッパ消費者信用情報

- (1) 当座貸越
- (2) 特定の与信組織により申し出られる消費者信用（2008/48/EC 指令 2条 5項）
- (3) 借換え

1. 与信者 / 信用仲介者の身元及び契約の詳細

与信者 住所 電話番号 (*) Eメールアドレス (*) ファクス番号 (*) Web アドレス (*)	[身元] [消費者により利用されるべき地理上の住所]
該当する場合には 信用仲介者 住所 電話番号 (*)	[身元] [消費者により利用されるべき地理上の住所]

Eメールアドレス(*)	
ファクス番号(*)	
Web アドレス(*)	

(*)この情報は与信者にとり選択的なものである。

「該当する場合には」常に、与信者は、情報が信用製品に関連する場合には四角の中を満たさなければならない、又は、情報が想定されている信用タイプに関連しない場合には各情報又は横の列全体を抹消しなければならない。

角かっこの記載は、与信者のための解説を提供するものであり、また、相応する情報でもって取り替えられなければならない。

2. 信用製品の主要な特徴の記述

信用タイプ	
信用総額 これが意味するのは、信用契約の下に利用可能とされる上限額又は総額である。	
信用契約の継続期間	
該当する場合には あなたはいつでも請求により信用額全部を返済するよう要求されることがある。	

3. 信用費用

貸付利率又は、該当する場合には、信用契約に適用される異なる貸付利率	[% 固定又は、 変動(最初の貸付利率に適用されうる指標利率や参照利率と共に)]
該当する場合には 負担年利率(APR)(*) これは信用総額の年率として表される信用総費用である。APRはあなたが多様申し出を比較するための助けとなる。	[% ここでなされる利率の算定のために用いられる前提全てに言及する代表例]
該当する場合には 諸費用	[信用契約が締結された時から適用され得]

該当する場合に それら諸費用が変更されうる諸条件	る諸費用]
支払遅滞の場合の諸費用	あなたは支払遅滞に対して [.....（適用され得る利率及びその調整の ための取り決め及び、該当する場合には、債務 不履行責任を）] 課されるだろう。
(*)2008/48/EC 指令 6 条 2 項に基づき APR は当座貸越につき提供される必要はないと決 めている加盟国における当座貸越についてのヨーロッパ消費者信用情報には適用がない。	

4. その他重要な法的側面

信用契約の終了	[信用契約を終了させるための諸条件及び手 続き]
データベースでの照会 データベースでの照会に基づいて信用の適用 が拒否されるときは、与信者はあなたに即時 にかつ何ら負担なくその照会の結果を知らせ なければならない。そのような情報の提供が EC 法により禁止されるか、あるいは、公共 政策又は公共安全の目的に反するときは、こ れの適用はない。	
該当する場合には 与信者が契約前情報に拘束される期間	この情報は.....から.....まで有効である。

該当する場合には

5. 契約前情報が特定の信用組織により提供される（2008/48/EC 指令 2 条 5 項） 場合あるいは借換えのための消費者信用に関わる場合に与えられるべき付加的情 報提供

分割払い及び、適切な場合には、 分割払いが与えられる順番	あなたは以下につき支払義務を負う：[消費 者によりなされるべき支払の総額、回数及び 頻度]
あなたが支払義務を負う総額	
繰上返済	

あなたはいつでも全部又は一部信用を繰り上げて返済する権利をもつ。 該当する場合には 与信者は繰上返済の場合に補償を求めることができる。	[2008/48/EC 指令16条の転換規定に従った補償の決定(算定方法)]
---	--

該当する場合には

6. 金融サービス遠隔販売の場合における付加的情報提供

(a) 与信者に関して	
該当する場合には あなたの居所のある加盟国における 与信者の代表 住所 電話番号(*) Eメールアドレス(*) ファクス番号(*) Web アドレス(*)	[消費者により利用されるべき地理上の住所]
該当する場合には 登録	[与信者が記録されている登録及びその登録番号又は同等の登録簿上での身元確認手段]
該当する場合には 監督官庁	
(b) 信用契約に関して	
撤回権 あなたは14暦日の期間内に信用契約を撤回する権利をもつ 該当する場合には 撤回権の行使	Yes/no [示されている撤回権行使のための実際的な助言, 特に, 権利行使のための期間, 撤回権行使の通知が送られるべき住所及び権利不行使の効果]
該当する場合には 信用契約締結前にあなたとの関係を築くための基礎となる与信者により遵守される法	
該当する場合には 信用契約に適用される主要法及び/又は管轄裁判所を規定する条項	[ここであげられるべき関連条項]
該当する場合には	情報及び契約条項は[特定言語]で提示される。

2008年ヨーロッパ消費者信用指令（2008/48/EC）について（谷本）

言語体制	あなたの同意を得て、私たちは信用契約の継続期間中[一つ／複数の特定言語]でコミュニケーションするつもりだ。
(c) 救済に関して	
裁判外での苦情申し立て及び救済のメカニズムの存在及びそれへのアクセス	[遠隔契約の当事者たる消費者のための裁判外での苦情申し立て及び救済のメカニズム及びそれへのアクセス手段があるかどうか]
(*)この情報は与信者にとり選択的である。	